

規制改革推進会議ホットライン対策チーム

各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項

平成 29 年 3 月 1 日から 4 月 14 日までに所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認められたものは次のとおり。

人材ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 労災申請の認否結果及び理由の事業主向け通知	△	1

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. スギ花粉米をお米として食べられる道を拓いてほしい	△	2
2. 食薬区分で医薬品として扱われる成分本質(原材料)を含む生鮮食料品について	△	3
3. 食薬区分照会における審議過程の透明化ならびに食薬区分の見直し検討要望	△	4
4. 医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化について	△	5
5. 「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」見直し検討要望	△	6
6. 銀行の事業所内保育所において、グループ社員の子以外の受け入れを一部可能とすること	△	7
7. 一般の医療法人でも調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである。	△	8

投資等ワーキング・グループ関連

	区分 (案)	別添の該当 ページ
1. 美容師法の改正による「まつ毛美容師」資格の新設	△	9
2. 建築基準法における日影規制緩和措置の拡大(線路敷に接する場合)	◎	10
3. 都市再生特別地区内の建築物に係る日影規制の適用除外規定の新設	◎	11
4. 外国口座管理機関資格制度に係る手続きの負担軽減	△	12
5. 確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	△	13
6. 海外発行カード対応 ATM での引出手数料に関する利息制限法等の緩和	△	14
7. 銀行本体もしくは子会社での事業承継および「まち」づくり事業に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁	△	15
8. 水素スタンドにおける保安台帳の不要化及び販売主任者の選任の不要化	◎	16
9. 車検(自動車検査登録制度)と FCV 車載容器検査の期間の整合化及び充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化	◎	17
10. 微量漏えいの取り扱いの見直し	◎	19

	区分 (案)	別添の該当 ページ
11. 容器置場における直射日光を遮る措置の合理化	◎	20
12. 予備品の使用	◎	21
13. トレーラー庫の散水基準の見直し	◎	22
14. 保安検査の方法の緩和	◎	23
15. 中規模水素スタンド（仮称）の技術基準の緩和	◎	24
16. 水素スタンドにおける販売先・充填先の保安状況にかかる事業者の責任の撤廃	◎	25
17. 水素スタンド設備の無人運転の許容	◎	26
18. トラブル時の緊急充填等の可能化	◎	28
19. 家庭、小規模事業所等での水素充填の可能化	◎	29
20. 保安監督者の複数スタンド兼任の許容	◎	30
21. 保安監督者の資格者要件の合理化	◎	31
22. 液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドを整備するにあたっての基準整備	◎	32
23. 出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	◎	33
24. 水素スタンドにおける過流防止弁等の設置の廃止	◎	34
25. 新たな水素特性判断基準の導入	◎	35
26. 安全係数 3.5 の設計における圧力制限の撤廃	◎	36
27. 海外において検定を受けたステーションの防爆製品の国内検定の不要化	◎	37
28. 水素カードル等の上限温度の緩和	◎	38
29. 3.5 よりも低い安全係数の一般則及び特定則への追加	◎	39
30. 型式承認の合理化	◎	40
31. 刻印のない試作容器を車載した F C V の公道以外（テストコース等）での走行	◎	41
32. 国際基準（UN-R134）に基づく F C V 用高圧水素容器の相互承認制度の確立	◎	42
33. 高圧容器のサイクルバースト試験での品質担保手法の見直し	◎	43
34. 車載用高圧水素容器等の開発時の認可の不要化	◎	44
35. 容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維の解釈	◎	45
36. U N - R 1 3 4 容器へ標章の方式の緩和	◎	46
37. 容器の許容キズ深さの基準の緩和	◎	47
38. 容器等製造業者登録の会社単位取得	◎	48
39. 容器等製造業者登録の更新の見直し	◎	49
40. 刻印のない試作容器を車載した F C V の走行	◎	50
41. 容器寿命の延長	◎	51
42. 充填可能期間中の容器を搭載している F C 産業車両用電源ユニットのリユースの許容	◎	52
43. F C V 販売終了後の補給用タンクの供給	◎	53
44. 充填口付近のラベルの寸法の緩和	◎	54
45. 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	◎	55
46. 充填可能期限が経過した複合容器を搭載した F C V の廃車のための移動の可能化	◎	56

- ※「◎」：各ワーキング・グループ等（本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議）で検討している事項及び検討を予定している事項
「○」：再検討が必要（「◎」に該当するものを除く）と判断し、規制シートの作成対象とする事項
「△」：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に対する所管省庁の回答

人材ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	労災申請の認否結果及び理由の事業主向け通知
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>労災を申請した際の認否結果については、申請者本人（労働者）に対してのみ行われているが、事業主に対しても同様の通知を行うとともに、認否理由を通知するように法整備することを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>事業主は、労災申請の認否結果を受けて、休暇の振替（私傷病欠勤→労災欠勤）、給与の振替（給与→法定外労災給付）、所得税の再計算などの事務処理が必要であり、労基署から直接通知を受けることにより、これらの事務処理を迅速に行うことが可能となる。また、認否理由を開示してもらえれば有効な再発防止の検討も可能となる。</p>
提案主体	(一社)日本損害保険協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	労災保険給付の申請に対する支給又は不支給に係る処分の結果及び理由については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 19 条第 1 項において請求人に通知することとされており、事業主に対して同様の通知を行っておりません。
該当法令等	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、労働者災害補償保険法施行規則第 19 条第 1 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うこと等を目的としており、労災保険制度の運営に当たって国が取得する個人情報、個人情報保護法の観点からこの目的に沿って慎重に利用しなければなりません。</p> <p>ご要望にある、事業主が行う労働者の休暇、給与の振替、所得税の再計算などの事務処理は、労災保険制度の目的と直接関わるものではないため、労災保険給付の申請に対する支給又は不支給に係る処分の結果及び理由（個人情報）を事業主に通知することは困難です。</p> <p>なお、事業主に対して当該結果及び理由を通知することとした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険の新規受給者が平成 27 年度に約 62 万人いることから鑑みても、現在と比べ行政の業務量及び経費が大きく増加することになる ・ 労災保険給付に関するシステムの改修にも膨大な費用が必要となる ・ これら支出の増加は、労災保険率の引き上げという形で、労災保険適用事業場全体に負荷がかかることとなる <p>ため、対応は困難です。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 23 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	スギ花粉米をお米として食べられる道を拓いてほしい
具体的内容	<p>現在日本では、スギ花粉症を治療するお米や、アルツハイマー病を予防したり、高血圧症や糖尿病を予防・治療のためのお米が研究されている。私達「食のコミュニケーション円卓会議」では、こうしたお米を、付加価値のついた食品として、つまりお米として食べられることを願っている。</p> <p>食事から有用成分の摂取が可能になることは、消費者として大きなメリットだと考える。また、農業生産者も付加価値の付いた収益に有利なお米の生産ができ、それは稲作農業の活性化に繋がると考えられ、地方産業の活性化に繋がる可能性も高まる。このような遺伝子組換え農作物の実用化に向けて、食品として利用することで消費者や農業生産者がメリットを享受できるよう、規制を整えてほしい。</p>
提案主体	食のコミュニケーション円卓会議

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	スギ花粉症の治療、アルツハイマー病の予防等、疾病の治療、予防等を目的とする遺伝子組換え米は、医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項に規定する医薬品に該当するものであり、当該米を医薬品として利用することは可能です。
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条等
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>疾病の治療、予防等に用いられるものは、その有効性が確保されなかった場合、患者の治療機会を逸するなどの保健衛生上の危害が発生するおそれがあります。また、遺伝子組換え食品については、その安全性が確保されなかった場合、アレルギーなどの健康被害を生じるおそれがあります。このため、スギ花粉症の治療等に用いる遺伝子組換え米については、その品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品として適切な管理の下で利用する必要があります。</p> <p>ただし、米であっても、医薬品医療機器等法に基づく承認等を受けることにより、医薬品として利用することは可能です。</p>

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 26 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	食薬区分で医薬品として扱われる成分本質(原材料)を含む生鮮食料品について
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和 46 年 6 月 1 日薬発第 476 号・改訂平成 28 年 10 月 12 日薬生発 1012 第 1 号)」「別添 2」「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されたもので、生鮮食料品に含まれる成分については、以下の条件を満たす場合に限り、機能表示が可能なように、新たな運用の追加を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 成分本質(原材料)を含む「専ら食品として食されてきた生鮮食料品」と「その加工品」を対象とする 機能表示内容は、ヒトの健康の維持・増進を目的とする機能性表示食品とし、認可されている医薬品用途は対象としない 農業振興を目的として、対象の生鮮食料品は、日本国で古来より食されてきたものとする <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 SIP「次世代農林水産物創造技術」は、農業を成長産業に転換することを目的し、そのひとつに、医薬や工学との連携での健康機能性による差別化や新素材開発などにより農林水産物の高付加価値化を挙げている。成果として、玄米のγ-オリザノールに新たな機能を見出し、病院食に玄米食を取り入れて、機能を確認した。しかし、γ-オリザノールは別添 2 のリストに入っていることから、玄米の高付加価値たる機能を標ぼうすることができず、機能性表示食品の生鮮食料品として申請することができない。 環太平洋パートナーシップ TPP に備えて、機能性表示食品とすることで、機能で差別化された生鮮食料品を確立し、海外からの安い農産物に対して、国内の生鮮食料品を高付加価値化で保護する。 別添 2 に記載された成分について、生鮮食料品で機能表示が可能なように、新たな運用の追加を求めるものであって、成分そのものを食品に使用することを求めるものではない。成分本質(原材料)を含む生鮮食料品とその加工品を対象とすることで、成分本質(原材料)を食品に使用するものではないと明確に区別できるのではないかと考える。 平成 27 年 4 月から、生鮮食料品を対象とする機能性表示食品制度が開始され、平成 28 年 3 月に、特許・実用新案審査基準が改訂され、食品の用途発明が認められた。農林水産物の高付加価値化を推進する三つ目の改革として、検討を求める。これにより、守りから攻めの農業へとさらなる推進に繋げる。
提案主体	日本バイオ産業人会議

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>生鮮食料品等の明らかに食品と認識される物や機能性表示食品は、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されている成分本質(原材料)を含有するものであっても、原則として医薬品医療機器等法の規制対象となりません。</p> <p>なお、食品における機能性表示については、厚生労働省の所管外です。</p>
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条等
対応の分類	事実誤認
対応の概要	「制度の現状」欄に記載のとおり、生鮮食料品への機能性表示について、医薬品医療機器等法による規制が行われているものではありません。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 29 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	食薬区分照会における審議過程の透明化ならびに食薬区分の見直し検討要望
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>食薬区分の審議を行う「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」(以下「食薬ワーキング」)の議事録等の情報公開、ならびに、審議結果の妥当性に関して、安全性情報の集積等により適宜見直し検討を行える体制作りを要望する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現在、食薬区分照会は、各都道府県福祉保健局経由で厚生労働省が受け付けるルートが用意され、食薬ワーキングの審議結論は公開されているが、最終判断に至った理由が不明瞭で審議結果に納得がいかないものもある。先頃、医薬品の範囲に関する基準の一部改正について(平成 28 年 10 月 12 日 薬生発 1012 第 1 号(別添 2); 無承認無許可医薬品の指導取締りについて(改訂昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知))で ATP が「専ら医薬品として使用される成分本質(原料)リスト」(以下「専ら医薬品リスト」)に掲載されたが、その理由が「判断基準」の(1)及び(2)の 3. に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当する」とだけの記載で、審議内容の公表はない。</p> <p>今後は食薬ワーキングの審議で如何なる議論に基づいて最終判断に至ったのかを詳細に公表し、国民の知る権利に対し誠実に応えて頂く必要があると考える。</p> <p>また、国内で医薬品素材の位置づけだが広く食品中に含有する成分、あるいは海外でサプリメント素材として既に食経験が定着している成分が専ら医薬品リストに掲載されており、国内で食品として使用できないケースが散見される。</p> <p>健康食品素材が医療費抑制の一助を担っていくべきとの視点からも、コエンザイム Q10 等、医薬品的効果効能を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質リスト(以下「非医薬品リスト」)に掲載され国内で食品と医薬品のいずれの成分としても用いられる素材と同様に、医薬品としての使用があっても食品として安全かつ有用なことが明らかな素材は、食歴や安全性情報の集約等の安全性確認を経て、日本でも非医薬品リストへ積極的に入れることを検討頂きたい。</p> <p>近い将来、専ら医薬品リスト掲載成分の食薬照会の受付、照会者との意見交換の機会設定、当局内での専ら医薬品リスト掲載素材の安全性情報収集、さらに安全性情報集積による食薬ワーキングのリスト改定にむけた審議(自ら評価)等が可能となり、専ら医薬品リスト掲載の妥当性に関する議論が深まることを強く要望する。</p>
提案主体	日本バイオ産業人会議

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」においては、企業から提出された非公開データ等を取り扱っていることから、その議事概要では、判断理由及び審議結果を中心に記載しています。
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条等
対応の分類	検討に着手
対応の概要	ご要望を踏まえ、次回公表する議事概要より、判断に至るまでの重要な議論については、企業の不利益にならない範囲で、議事概要に記載することとします。(次回の公表は平成 29 年度中の予定)

区分(案)	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 29 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県ごとにより異なる各種書式（医薬品医療機器等法第 39 条第 1 項の販売業許可の申請、同法第 39 条第 6 項の許可更新申請、同法第 39 条の 3 の販売業届出、法第 40 条の変更届出）・添付書類を統一化すること。統一化できない場合は、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書類について、他の都道府県がこれによる申請等を認めること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。 平成 27 年度の提案に対し、「各都道府県に新たな負担を求めるため対応困難」、「一律に指導することは困難」との回答が示されているが、全国的に事業展開している民間企業に相応の負担（例えば、役員を変更する都度、許可を受けている都道府県に変更届を提出し、かつ、都道府県ごとに様式が異なる。）がかかっている点を踏まえ、再検討すること。
提案主体	(公社)リース事業協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）に基づき、高度管理医療機器等販売業・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対しその営業所ごとに許可申請や届出を行う必要があります。また、高度管理医療機器等営業所管理者やその他厚生労働省令で定める事項について変更を行う場合には変更届を提出する必要があります。これらの届出にあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）において、申請書の様式を定めており、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長に対しこれらの様式に従い届出を行うこととなっています。
該当法令等	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項、第 39 条第 4 項、第 39 条の 3、第 40 条</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 160 条、第 163 条、第 174 条、第 176 条、第 178 条</p>
対応の分類	事実誤認
対応の概要	<p>当該申請様式や届出様式は施行規則に基づいて国が定めているため、様式は統一されています。記入欄については各自治体はその事務処理を適切に行えるよう工夫しているものと認識しており、一律に指導することは困難です。しかし、様式は統一されているため、必要事項が記載されていれば、原則として、都道府県等においても手続の受付・審査が行われていると思料されることです。</p> <p>なお、添付書類の様式までは特段定められておりませんが、必要事項が記載されていれば、原則として、都道府県等においても手続の受付・審査が行われていると思料されることです。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 30 日 | 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 | 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」見直し検討要望
具体的内容	<p>国内で医薬品素材の位置づけだが広く食品中に含有する成分、あるいは海外でサプリメント素材として既に食経験が定着している成分が専ら医薬品リストに掲載されており、国内で食品として使用できないケースが散見される。</p> <p>コエンザイム Q10 等では、「医薬品的効果効能を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（以下「非医薬品リスト」）に掲載され、日本国内で食品と医薬品のいずれの成分としても用いられる実績がある。健康食品素材が医療費抑制の一助を担っていくべきとの視点からも、医薬品としての使用があっても食品として安全かつ有用なことが明らかな素材は、日本でも非医薬品リストへ積極的に入れることを検討頂きたい。</p> <p>近い将来、専ら医薬品リスト掲載成分であるからという理由だけで食薬照会が拒否されることなく、照会者との意見交換の機会設定、さらには、食薬ワーキングでの専ら医薬品リスト掲載素材の安全性情報収集ならびに安全性情報集積による専ら医薬品リスト改定にむけた審議（自ら評価）等が可能になることで、広く安全性が知られている有用な食品素材を国民が摂取する機会の拡大を強く要望する。</p>
提案主体	(一社)国際栄養食品協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載されている成分本質（原材料）であるという理由だけで食薬区分の照会を拒否することはありません。また、「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」（食薬 WG）は、事業者から提出された資料に基づき判断を行う組織であり、自ら積極的に安全性情報を収集するものではありません。
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条等
対応の分類	事実誤認
対応の概要	「制度の現状」欄に記載のとおり、「医薬品の成分本質に関するワーキンググループ」においては、事業者から提出された資料に基づき判断が行われています。また、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」等については、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています。

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 28 年 12 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	銀行の事業所内保育所において、グループ社員の子以外の受け入れを一部可能とすること
具体的内容	<p>専ら銀行グループの福利厚生を主目的とする事業所内保育所が、グループ社員以外の子を、「地域枠」等の一定の範囲内で受け入れることについて、その理由や規模が適当と認められる場合には、期間を限定することなく、銀行法が禁止する他業とみなさない取扱いとしてほしい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○近年、地方銀行では、女性の活躍推進、働きやすい環境整備の観点から、事業所内保育所を設置する銀行が増えている。これらの保育所に対し、地域の自治体や企業等から、グループ社員以外の子も受け入れてほしいとの声が寄せられている。</p> <p>○一方、銀行は、銀行法に定める業務以外の業務を営むことはできないため、専ら福利厚生を目的とする事業所内保育所であっても、グループ社員以外の子を受け入れたことをもって他業とみなされるのであれば、このような地域からの要望に応えることは難しい。</p> <p>○地方銀行が、このような地域からの要望に対し、「地域枠」等の一定の範囲をあらかじめ設定して対応する場合、その受入れ内容が本来の事業所内保育所の運営を著しく逸脱するものでない限り、期間を限定することなく、銀行法において禁止する他業とみなさない取扱いとしてほしい。</p> <p>○地方銀行の事業所内保育所は、利便の良い場所に設置しているケースも多く、本要望が実現すれば、地域の待機児童の減少、女性の活躍促進など、地方創生に貢献できる。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	銀行は、銀行職員の福利厚生目的以外に保育所業務を行うことができません。
該当法令等	銀行法第 12 条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>銀行が業として保育所を経営することは認められておりません。</p> <p>一方、銀行が行員の福利厚生を目的として行う事業所内保育所において、受入れ人員に余剰があれば、地域からの要望を受けた社会貢献活動等の一環として、その範囲内で行員以外の子供の受入れを行うことは、現行制度下でも対応可能と考えられます。</p> <p>なお、銀行が行員以外の子供の受入れを実施した場合に、当該子供の受入れが営利を目的としていると認められる場合、行員以外の子供の受入れ人数が過大で余剰能力の範囲を超えていると認められる場合など、当該銀行が保育所運営業務を営んでいると認められる場合には、他業禁止規制に抵触することとなると考えられます。</p>

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 29 年 2 月 5 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	一般の医療法人でも調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである。
具体的内容	<p>現在、後発医薬品の使用促進や医薬品の多様化等の理由により、病院・診療所（以下「病院等」）内では医薬品の不動態在庫が経営悪化の一因となっているが、（社会医療法人に認定されていない）一般の医療法人は医療法第 42 条に定められている附帯業務又は附随業務を除き収益事業を行うことができないため、不動態在庫となった医薬品について調剤薬局を含む他の医療機関との間で売買することができない。</p> <p>一方で、調剤薬局間では医薬品の不動態在庫等を売買することが認められており、在庫の適正化を図ることが可能である。全国で 5 万以上ある医療法人の大多数が一般の医療法人であり、その病院等に眠っている不要な在庫を売買することが可能になれば、個々の病院等の経営改善や病床機能の転換の際の負担軽減が図れるばかりでなく、社会全体の医薬品使用が効率化され、ひいては医療費の抑制や診療報酬の減点改定にもつながるものとする。</p> <p>したがって、一般の医療法人においても、調剤薬局を含む他の医療機関に対して医薬品を販売できるようにすべきである。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	医療法第 42 条において、医療法人は、その業務範囲として、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務（本来業務）及び定款又は寄附行為の定めるところにより附帯業務を行うことができるとされている。
該当法令等	医療法第 42 条
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	単なる財産処分的な行為であり、医療法人の業務とはみなし難いため、他の関係法令を満たしていれば、現状においても行うことができる。ただし、医薬品を反覆継続的に販売する場合には、医薬品の管理等に関する要件を満たした上で、医薬品の販売業許可を得る必要がある。

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 3 月 8 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
-----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	美容師法の改正による「まつ毛美容師」資格の新設
具体的内容	<p>まつ毛を美しく見せる新しい美容法として女性に人気のまつ毛エクステーション。流行から10年程だが、市場規模は2015年の調査報告によると1500億円市場といわれており、10年前の4倍程度に増加しているという説もある成長著しい産業である。</p> <p>女性（消費者）の女性（技術者）による美容といっても過言ではない「女性中心の産業」である。しかし、歴史の浅い美容法ということもあり、消費者や技術者がリスク（アレルギーなど）を正しく認識していないことなどによる消費者トラブルが度々問題となっている。</p> <p>平成20年に厚生労働省から「まつ毛エクステーションの施術には美容師資格が必要」という主旨の課長通知が出された。しかし、その時点もそれ以降も大半の美容学校ではまつ毛エクステーションに関する授業を行っておらず、美容師の国家試験の際にも「まつ毛エクステーション」の課題はない。</p> <p>現時点で美容師資格を保持している人は美容学校で「まつ毛エクステーション」を全く習っていない。「美容師の資格を持っていれば知識や技術がどの程度であろうが施術して良い」と解釈されている人がいることは消費者トラブル減少に歯止めがかからないという問題の根底部分となっている。</p> <p>事実、平成20年以降美容師が施術することになって約8年になるが、国民生活センターの報告によると「消費者トラブル報告は過去5年100件前後」で推移しており消費者問題から消えないままである。まつ毛エクステーションは、多数の道具を使用する技術であるため、技術の練習より先に「道具の使用方法に関する知識」をつけることは何より重要である。</p> <p>「授業時間ゼロ」「専門資格無し」ではなく、一定期間まつ毛エクステーションだけを専門的に美容学校で習えば「まつ毛美容師」の受験資格を有することが出来、試験に合格した人がまつ毛美容師になれるという資格制度を新設すれば、消費者トラブルは根本的に減らせる。同時に、現在よりも短期間で資格を得ることができれば、社会人による資格取得や美容学校入学も出てくることが期待出来る。これは人手不足の問題を抱える美容業界の解決策にもなり「女性の活躍」「働き方の多様化」にも貢献する。</p> <p>なお、すでに美容師資格保持者でまつ毛エクステーションの施術をしている人については、施術を制限するのではなく、消費者の安全を確保する観点から何らかの経過措置を講じてはどうか。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>美容師は、美容師法第2条において、「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであり、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいい、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義しています。</p> <p>また、美容師法第6条において、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととしています。</p>
該当法令等	美容師法第2条及び第6条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め、体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。そのため、業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な規制とは考えていません。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 21 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	建築基準法における日影規制緩和措置の拡大（線路敷に接する場合）
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>建築物の日影規制緩和のうち、建築物の敷地が線路敷に接する場合においては、当該線路敷所有者の同意が得られれば、敷地境界線は、当該線路敷の全幅の外側にあるものとみなすよう緩和するべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築基準法第 56 条の 2 第 3 項「日影による中高層の建築物の高さの制限」の規定による同条第 1 項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、同法施行令第 135 条の 12 「日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和」1 項において、「建築物の敷地が線路敷に接する場合においては、当該線路敷に接する敷地境界線は、当該線路敷の幅の 1/2 だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該線路敷の幅が 10m を超えるときは、当該線路敷の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離 5m の線を敷地境界線とみなす。」と規定されている。</p> <p>しかし、鉄道線路には、地下鉄のように日照時間が全く無いものも存在することから、必ずしも日照が必要であるとも考えられない。</p> <p>そのため、建築物の敷地が線路敷に接する場合において、当該線路敷き所有者の同意が得られた場合に限り、当該線路敷に接する敷地境界線は、当該線路敷の全幅の外側にあるものとみなすべきである。これにより、線路敷きに接した土地の更なる高度利用が期待できる。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<p>建築基準法第 56 条の 2 に基づく日影規制は、地方公共団体が条例で指定する区域において、一定の日照等の環境を確保することを目的としています。</p> <p>ただし、建築物の敷地が線路敷等に接する場合においては、当該線路敷等に接する敷地境界線は、当該線路敷等の幅の二分の一だけ外側にあるものとみなす等緩和の措置がとられています。</p>
該当法令等	建築基準法第 56 条の 2 第 3 項、建築基準法施行令第 135 条の 12 第 1 項第 1 号
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>建築基準法第 56 条の 2 第 3 項に基づく緩和規定は、建築物の敷地が道路等に接する場合に、当該道路等への日影を規制の対象とする過剰な規制とならないよう、その幅員に応じて敷地境界線の位置を緩和するものであり、ご指摘のような道路等への日影を規制するものではありません。</p> <p>また、地方公共団体が条例で指定する区域を変更した場合や特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、当該規制を適用除外とすることができます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成28年11月21日 | 所管省庁への検討要請日：平成28年12月19日 | 回答取りまとめ日：平成29年3月31日

提案事項	都市再生特別地区内の建築物に係る日影規制の適用除外規定の新設
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>都市再生特別地区について、特定街区（建築基準法第52条から第59条までの規定を適用除外）と同様に、建築基準法に「都市再生特別地区内の建築物については建築基準法第56条の2（日影規制）を適用しない」とする規定を新設し、適切な土地の高度利用が円滑かつ迅速に図られるよう、制度拡充を図るべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>都市再生特別措置法に基づき国が指定する特定都市再生緊急整備地域は、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である。</p> <p>また、特定都市再生緊急整備地域は、地方公共団体からの申出を受けて都市再生本部が指定する、または、都市再生本部が関係地方公共団体の意見を聴いた上で指定するものであり、国と関係地方公共団体との間の合意の下に指定されている地域である。</p> <p>都市再生特別地区は、特定都市再生緊急整備地域を含む都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途・容積率・高さ・配列等の建築物の建築を誘導するための都市計画の地域地区メニューのひとつである。</p> <p>都市開発プロジェクトの計画がまとまって都市再生特別地区を都市計画決定するエリアについては容積率緩和が措置されるが、特定都市再生緊急整備地域内の隣接地で日影規制がかかっている場合、都市再生特別地区による高度利用の効果を十分に発揮しきれていない。</p> <p>このため、特定都市再生緊急整備地域の指定趣旨に鑑み、適切な土地の高度利用が円滑かつ迅速に図られるよう、特定街区（建築基準法52条から59条までの規定を適用除外）と同様に、都市再生特別地区内の建築物について日影規制を適用除外とすべきである。</p> <p>なお、日影規制については、地方公共団体が条例で指定する区域の変更や、当該規制に適合しない建築物であっても特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合には、当該規制を適用除外とする規定があるなど、現行制度下でも対応可能とされている。しかし、条例改正や個別許可については適用除外の可能性は低く、地方公共団体による対応は非現実的であり、都市開発プロジェクトの計画とりまとめや関係者の合意形成に予測できない時間を要し、円滑かつ迅速に都市再生を推進する上での課題となっている。</p> <p>国の制度として、日影規制の適用除外を予め明示することにより、都市再生特別地区の制度創設の趣旨が全うされ、都市再生の推進に大きな効果が期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法第56条の2に基づく日影規制は、地方公共団体が条例で指定する区域において、一定の日照等の環境を確保することを目的としています。</p> <p>ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合には、当該規制を適用除外とすることが可能です。</p>
該当法令等	建築基準法第56条の2
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>都市再生特別地区において地区外に対する日影規制を適用除外とすることは、周囲の居住環境を害するおそれがあり、一律に適用除外とすることは困難です。</p> <p>ただし、地方公共団体が条例で指定する区域を変更した場合や特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合には、当該規制を適用除外とすることができます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	外国口座管理機関資格制度に係る手続きの負担軽減
具体的内容	<p>【制度の現状（現行規制の概要等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社債、株式等の振替に関する法律（社振法）及び関連省令に基づき、海外金融機関等が海外投資家の対日投資に係る業を行う際に、金融庁、日本銀行、証券保管振替機構から取扱う内容に応じて承認を取得する必要がある。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外投資家の対日投資促進の観点から、ウェブサイトにおける情報公開、提出書類の整理など、上記資格制度に係る手続きの負担軽減についてご検討頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外投資家の対日投資に係る制度を簡素化することにより環境を整備し、海外投資家の対日投資を促進させる。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁、法務省、財務省
制度の現状	<p>外国の金融機関等が、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく本邦の振替機関の振替制度に参加して、当該外国で有価証券の管理業務を行うためには、主務大臣から外国口座管理機関としての指定を受ける必要があり、当該指定を受けるための申請手続き等が「口座管理機関に関する命令」で定められています。主務大臣は、申請者である外国の金融機関等が、当該外国で有価証券の管理業務を行うための免許等を受けていること等を確認した上で、外国口座管理機関の指定を行います。</p> <p>加えて、外国口座管理機関が各振替機関の振替制度に参加するためには、取り扱う有価証券に応じて（国債については日本銀行、その他の有価証券については証券保管振替機構）、別途、各振替機関から参加の承認を受ける必要があり、当該承認を受けるための申請手続き等が各振替機関の業務規程等で定められています。各振替機関は、申請者である外国口座管理機関が当該振替制度の円滑な運営に支障を来すおそれがないこと等を確認した上で、承認を行います。</p>
該当法令等	社債、株式等の振替に関する法律第 44 条第 1 項第 13 号、口座管理機関に関する命令第 4 条～第 7 条 等
対応の分類	検討に着手
対応の概要	外国口座管理機関の申請手続き等については、振替制度の適切な運営の確保や利用者保護に留意しつつ、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の整理など、手続きの負担軽減に係る検討を行います。

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 30 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化
具体的内容	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更等時において、届出で足りる（もしくは届出不要の）範囲を拡大する（例えば、加入者に不利益にならない変更等）とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化（例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生局に提出する申請書類数を一律 1 セットにする等）を図ること。 ・確定給付企業年金の規約の事業主、従業員の理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は最多でも 1, 800 基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成 28 年 3 月末時点で既に約 14, 000 件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考えられる。 ・これまでも標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 ・なお、平成 20 年 12 月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成 22 年 4 月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成 24 年 1 月および平成 26 年 4 月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。 ・確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり（規約例では 95 条）、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。
提案主体	(一社)生命保険協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	規約の変更は厚生労働大臣の承認を必要とします。
該当法令等	確定給付企業年金法第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 79 条、平成 26 年 4 月改正前の第 107 条および第 110 条の 2
対応の分類	検討に着手
対応の概要	規約については労使合意の下で作成される加入者の権利利益を保護するものですので、厚生労働大臣等の可否の判断無くして届出等で足りることとするのは困難です。 なお申請等の手続について順次簡素化を進めているところです。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 28 年 12 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	海外発行カード対応 ATM での引出手数料に関する利息制限法等の緩和
具体的内容	<p>海外発行カード対応 ATM での引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定める ATM 利用料の上限の例外とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされない ATM 利用料の上限は、1 万円以下の額 108 円、1 万円を超える額 216 円と定められている。</p> <p>○国内銀行の ATM において、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドの ATM ネットワークや、当該ネットワークと自前のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。</p> <p>○これらの手数料は、利息制限法等で定める ATM 利用料の上限を上回る場合が多く、それが海外発行カード対応 ATM の設置を抑制している。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM 利用料の上限の例外（対象外とするもしくは別途上限を設ける）とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応 ATM の増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁：金融庁、法務省
制度の現状	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が 1 万円以下の場合には 108 円、1 万円を超える場合は 216 円までとされております。
該当法令等	利息制限法施行令第 2 条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第 2 条
対応の分類	その他
対応の概要	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行の ATM で利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、制度の趣旨や訪日観光客の利便性向上の観点も勘案し、検討する考えです。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 28 年 12 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	銀行本体もしくは子会社での事業承継および「まち」づくり事業に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁
具体的内容	<p>(a) 事業承継に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する</p> <p>(b) 地公体が主導する再開発事業、コンパクトシティ形成事業等、「まち」づくりのための特定の事業に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する</p> <p>【提案理由】</p> <p>○次のような地方創生、地域経済の活性化に資するケースについては解禁すべきである。</p> <p>(a) 事業承継に関連した不動産仲介業務の取扱い 高齢化が進む中、地方銀行は顧客の事業承継を積極的に支援しているが、事業承継に伴う不動産売却等についても総合的に支援してほしいとのニーズが高まっている。銀行グループによる事業承継に関連した不動産仲介業務が可能となれば、事業承継のワンストップ支援が可能となる。 なお、現状はこうしたニーズに対し、不動産会社を紹介して対応しているが、顧客が事業承継に関する情報を不動産会社に知られたくないケースがある。</p> <p>(b) 地公体が主導する再開発事業、コンパクトシティ形成事業等、「まち」づくりのための特定の事業に限定した不動産仲介業務の取扱い 地方銀行は、地公体による再開発事業、コンパクトシティ形成事業等による「まち」づくりに積極的に関与しているが、そうした事業の中で、地方銀行が公共施設の有効活用やテナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングなど、不動産を含む総合的な支援を行うことが可能になれば地方創生の推進に貢献できる。</p> <p>○メガバンクがグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産業務を禁じている意味合いは薄いと考えられる。また、銀行間のイコール・フットイングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。
該当法令等	銀行法第 12 条、第 16 条の 2 第 1 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	水素スタンドにおける保安台帳の不要化及び販売主任者の選任の不要化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素ステーションにおける保安台帳の不要化を図り、引渡し先の保安状況の記入・管理を不要としていただくとともに、保安台帳の記入・管理の不要化とあわせて、販売事業者の形態にかかわらず水素スタンドにおける販売主任者の選任を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>高圧ガス保安法では、事業者は、引き渡し先における高圧ガスを使用する設備等の安全性を担保するため、保安台帳に引き渡し先の保安状況を記入し、販売主任者が管理している。同様に、水素スタンド事業者は、水素を充填・販売する際に水素スタンドで水素を供給した車両のナンバーや充填日時等を台帳に記入し、管理することとされている（ガソリンスタンドではこうした規制はない）。こうした規制に対応するため、充填に要する時間が延長しており、今後の燃料電池自動車の普及拡大を踏まえれば、そのコストは看過できない。また、水素スタンドをセルフ化した際にも、台帳記入のための人員が必要となる。</p> <p>一方で、多様な用途や容器に高圧ガスを充填するプラントとは異なり、水素スタンドでは、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器にしか充填を行わず、充填された水素が車輛以外の場所で活用される可能性もないため、保安台帳を不要化しても、保安上の支障は生じないと考えられる。</p> <p>また、水素スタンド事業者は、販売所毎に、製造保安責任者免状または高圧ガス販売主任者免状を有し、高圧ガスの製造または販売に関する 6 ヶ月以上の経験を持つ、販売主任者の選任が義務付けられており、特に、高圧ガスの製造事業者と販売事業者が異なる水素スタンドの運営を行う場合には、保安監督者と販売主任者を別々に選任する必要があり、販売主任者の資格要件を満たす人材確保及び人件費増大が課題となっている。一方で、販売主任者の業務として法令上明記されている販売に係る保安業務は保安台帳の記入・管理のみである。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガスの販売事業者は、高圧ガスの販売に関する技術上の基準を遵守し、経済産業省令に基づくところにより販売主任者を選任し、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する必要があります。</p> <p>技術上の基準としては、高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備える事とされています。しかし、運用の実態としては台帳に記載する内容は車両ナンバーであり、10秒程度で完了することから、人員を要するような内容ではありません。</p> <p>販売主任者に選任については、第1種製造事業者（水素スタンドの製造許可を受けた者）が、その事業所で販売する場合は選任不要としております。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第四十条、一般高圧ガス保安規則第七十二条第二項
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>高圧ガス保安法では、販売先に対する安全情報の提供や販売先の管理等の業務を行うため、販売主任者の選任や、保安台帳の作成を求めているところです。水素スタンドにおけるFCVへの充填の実態に鑑み、安全が確保されることを前提に、規制の見直しの検討を行うこととします。</p> <p>水素スタンドにおける保安台帳については、トラブル発生の際の販売先の追跡等が不要であることを前提に、保安台帳の作成義務の廃止を検討します。</p> <p>販売主任者の選任の不要化については、高圧ガス製造業者が許可を受けた水素スタンドで販売を行う場合と同等の保安を行う体制を確保するなど安全確保の措置を前提に、販売主任者の選任ルールの合理化を検討します。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	車検（自動車検査登録制度）と FCV 車載容器検査の期間の整合化及び充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>車検合格の要件として、次回車検までの間、容器の検査期限が確保されていることを合格要件とする運用をしていただくとともに、充填時に車載容器総括証票等の確認を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>FCV 車載容器に水素を充填する場合、高圧ガス保安法上の検査を合格している容器以外に充填することは禁じられており、容器が高圧ガス保安法の検査に合格していることを表す車載容器総括証票など（燃料充填口近傍に貼付されている）を確認して充填しなければならない。一方、整備されていない車両（車検に合格していない等の車両）の公道走行は禁止されていることから、公道を走行する車両は高圧ガス保安法上の検査を合格している容器を搭載している車両と言える。</p> <p>しかしながら、現行の車検では車検時に高圧ガス保安法に基づく容器検査の有効期限内であれば、仮に車検の有効期間中に容器検査の検査期限が到来する場合でも車検合格となるため、車検の有効期間と FCV 車載容器の検査の有効期間にズレが生じる可能性がある。そこで、次回車検までの期間、FCV 車載容器の検査期限が確保されていることを車検合格の要件とすることにより、公道を走行する車両は常に有効期間内の容器を搭載していることになるため、水素スタンドにおける証票等の確認を不要としていただきたい。</p> <p>そして、上記運用がなされた場合、公道を走行する車両が高圧ガス保安法上の検査を合格している容器を搭載している車両であることについて、車検によっても担保されることになる。そこで、水素スタンドにおいて公道を走行してきた FCV に充填する際には、容器期限の確認等の責任を事業者が負わず、容器所有者つまり FCV の所有者に一元的に責任を負わせることとしていただきたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省、国土交通省
制度の現状	<p>車検は、運輸支局や指定整備工場（いわゆる民間車検場）等で受検することとなっており、容器再検査は、容器検査所で受検することとなっております。</p> <p>また、車検においては、圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置について、ガス容器検査または再検査に合格した高圧ガス容器を備えることを合格要件としています。</p> <p>例えば車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則（以下単に「世界技術規則」という。）に適合する燃料電池自動車燃料装置容器の容器再検査の時期については、車検証の最長有効期間（初回は3年、2回目以降は2年）を配慮して、初回は4年1月以内、2回目以降は2年3月以内となっております。</p> <p>高圧ガス容器に充てんする場合においては、その容器に高圧ガス保安法第46条第1項の表示をしていないとしないとして、同法第46条第1項の表示としては、充填可能期限、検査有効期限、最高充填圧力等を記載した車載容器総括証票を燃料充填口近傍に貼り付けることとしています。</p>
該当法令等	道路運送車両法第60条、第62条、高圧ガス保安法第46条及び第48条、容器保安規則第10条、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第1条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>水素スタンドの充填者による車載容器総括証票の確認については、充填可能期限切れ容器への充填による大事故の可能性があり、充填者と公共の安全を担保するために必要不可欠な措置であり、充填時に充填可能期限切れ容器ではないことを確認することは重要です。</p> <p>25万台以上普及しているLPG・CNG自動車でも、充填者による標章等の確認を行っており、確認することはコスト増になる手間とは考えられません。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、車検忘れの車両や法令上車検が不要な車両がある中で、どのように安全を担保するのか、当該懸念を踏まえても、車載容器総括証票を確認する手間を省略したいと考えるのかといった点について、詳しくご説明いただく必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p> <p>また、前述のとおり充填時には車載容器総括証票の確認が必要であるため、車検時にFCV車載容器の検査期限が次回車検まで確保されていることまで求めることは、不要と考えます。</p> <p>なお、例えば世界技術規則に適合する燃料電池自動車燃料装置容器の容器再検査の時期については、車検証</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

	の最長有効期間を考慮して、初回は4年1月以内、2回目以降は2年3月以内と規定しており、この期間内であれば、前倒しで受けることが可能です。したがって、同時期に両検査を受検することが可能です。
--	--

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：10

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	微量漏えいの取り扱いの見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素について。締結部と開閉部からの微量漏えいを事故から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>高圧ガス保安法では、石けん水等を塗布して気泡が発生する程度の微量漏えい（いわゆる”カニ泡”）も事故に該当すると通達で定められているため、事業者は微少漏えいによる設備の停止の後、再開の可否の判断等について自治体の判断を仰ぐ必要があり、一定期間水素スタンドを休業とせざるを得ない。本来、漏えいについては、漏えい検知器による検知で足りるとされているが、自主保安を高めるべく、それよりも高い感度で漏えいが検知できる石けん水等の塗布を実施している。それにも関わらず、微量漏えいを検知すれば事故と判断され、水素スタンドの休業につながるため、事業者に微量漏えいを積極的に発見させることは逆のインセンティブを与えることとなる。</p> <p>また、水素と同じ可燃性ガスである液化石油ガス及び天然ガスについては、法令（通達）で締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手等）と開閉部（バルブまたはコック）からの微量漏えいは事故から除外されている。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造者等がその所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生した時には、事故届を提出することが義務づけられています。</p> <p>高圧ガスの事故については、高圧ガス保安法事故措置マニュアルにより定義されており、爆発、火災、噴出・漏えい、破裂・破損等が挙げられています。（水素の噴出・漏えいは事故に該当する。）</p> <p>事故届提出後の事業再開は都道府県の了解を得る必要がありますが、事故の内容、程度に応じて行われることから、極めて軽微な漏洩であれば迅速な再開は可能となります。繰り返し同様の漏洩が継続したり、漏洩量が多ければ、原因究明と再発防止対策を求めることがあります。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法事故措置マニュアル
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>事故データを分析し、リスクを評価した上で国際動向も踏まえて検討を行うこととします。</p> <p>水素スタンドにおける事故の設置数に対する発生率は、技術の成熟している液化石油ガススタンドや先行して導入が進んでいるCNGスタンド等と比べてはるかに高くなっています。水素スタンドに関しては、取扱い条件の過酷さや実績の少なさなど、事故に関する情報をさらに収集し経験を積み重ねる必要もあると考えております。こういった状況を念頭に置き、検討を進めていきたいと考えています。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:11

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	容器置場における直射日光を遮る措置の合理化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>①カードル上部に覆いが設置されているカードルの置場</p> <p>②トレーラーに複合容器を使用しており、容器上部に覆いが設置されているトレーラーの置場</p> <p>上記、覆いが設置された容器等以外を置かない容器置場には、直射日光を遮る措置を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>水素ステーションの充填容器等は、常に 40℃以下に保たなければならない、充填容器に係る容器置場には直射日光を遮るための措置を講じることが義務付けられている。以下の 2 つのケースには、直射日光を遮る措置が既に施されているので、一律に屋根を設置することを見直し、合理的な措置を要望したい。</p> <p>①カードル上部に覆いが設置されているカードルの置場</p> <p>②トレーラーに複合容器を使用しており、容器上部に覆いが設置されているトレーラーの置場</p>
提案主体	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	水素カードルや高圧ガス容器等の置場には、直射日光を遮るための措置を講ずる事を求められています。直射日光を遮る措置の内容の例として、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けることや、短期間であれば不燃性、難燃性のシートで覆うことも代替可能として例示基準として例示しています。有効に直射日光を遮る措置がとられていれば対応は可能です。
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について
対応の分類	その他
対応の概要	直射日光を遮る措置は温度上昇を防止する等の観点から安全上必要です。直射日光を遮る措置については性能規定化されており、必ずしも屋根の設置は求めておりません。改正の要望をいただいた基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準以外であったとしても安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。また、業界で規格等を作成頂ければ、平成 28 年度より開始したファスト・トラック制度の活用により、民間規格を迅速に活用することが可能となります。

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：12

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	予備品の使用
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素ステーションの予備品について何らかの特例措置を設け、認定品でないメーカー在庫を変更届扱いで、水素ステーションに設置可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、30 日間程度の休業が発生し、FCV ユーザーへの安定的な水素供給に支障が生じている。中でも安全弁や緊急離脱カップラー、バルブの作動検査、メンテナンスに 1～2 週間かかり、律速工程になっている。対策として、予備品を事前に準備することが考えられるが、完成検査時に取り付けられない部材については、受検が難しく、受検していない部品の取り付けには、申請、許可が必要となり工程短縮効果が無くなってしまふ。</p> <p>そこで、水素ステーションの予備品について何らかの特例措置を設け、認定品でないメーカー在庫を変更届扱いで、水素ステーションに設置できるようにして頂きたい。</p>
提案主体	F C C J (燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>第 1 種製造者は、年に 1 回、その設備について、都道府県知事等の行う保安検査を受けなければなりません。また、第 1 種製造者又は一定以上の処理能力を持つ第 2 種製造者は、年に 1 回以上、保安のための自主検査を行わなければなりません。</p> <p>検査期間中、予備品を利用しようとする場合には、高圧ガス設備の交換（軽微なもの以外）であれば変更許可の対象となる可能性があります。変更許可を行わずに予備品を利用するしくみとしては、①認定品として安全性の確認されたものを用います。②事前に予備品も併せて完成検査を受けておく、③KHKの委託検査品を用いる。という複数の方法があります。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法第 20 条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>安全弁等の設備の代替品との交換を変更許可や完成検査を受けずに行うためには、①認定品として安全性の確認されたものを用いる。②事前に予備品も併せて完成検査を受けておく、③KHKの委託検査品を用いる。という複数の方法があります。</p> <p>これらの方法がとられず安全性の確認の取られていない場合、安全弁等の重要な高圧ガス設備を検査を行わずに使用することは出来ません。</p> <p>要望について検討を行うためには、検査や認定品としての確認を行わなくてもこれらの設備が安全上問題が無い根拠を示して頂く必要がありますので、具体的に要望される特例措置の内容をご説明下さい。提案の具体的措置内容と安全確保策について、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:13

受付日:平成29年2月17日	所管省庁への検討要請日:平成29年2月23日	回答取りまとめ日:平成29年3月31日
----------------	------------------------	---------------------

提案事項	トレーラー庫の散水基準の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 容器置き場への散水が不要である旨を明示していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現在、高圧ガス保安法の上乗せとして、行政指導としてトレーラー庫をはじめとする容器置き場について散水を求める自治体があるが、高圧ガス保安法上は、容器置き場への散水が不要である旨を明示していただきたい。</p>
提案主体	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁: 経済産業省
制度の現状	水素スタンドの容器置場において、散水設備の設置を義務づける技術基準は存在しません。
該当法令等	—
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	容器置場への散水は法令上求めておりません。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：14

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	保安検査の方法の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素スタンドの保安検査について、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>水素スタンドでは、保安検査、定期自主検査を毎年行わなくてはならず、毎年 2 千万円程度の費用がかかっている。費用の多くは、配管の開放検査（バルブ、安全弁等を含む）、ディスペンサー関連機器の開放検査（ノズル、緊急離脱カップラー、プレクーラー等）、圧縮機、蓄圧器の開放検査の費用である。</p> <p>水素スタンドの保安検査、定期自主検査により 30 日間程度の休業が発生し、FCV ユーザーへの安定的な水素供給に支障がある。加えて、開放・再組立てを繰り返すことは、漏洩のリスク増大の要因となっている。</p> <p>一方で、天然ガススタンドの保安検査については、平成 15～16 年「保安検査方法見直し検討委員会」（高圧ガス保安協会）において、内容物である天然ガスが内部から腐食その他の材料劣化を引き起こす恐れが無いことは明白であるとの結論を踏まえ、検査の簡素化がなされている。加えて、JIS 規格（B8210-1994）と同等の構造と性能を持つ安全弁は検査周期の延長も図られている。</p> <p>水素スタンドではそもそも、水素の影響を受けない材料を用いることが義務付けられており、腐食その他の材料劣化を引き起こす恐れが無いことから、開放検査を原則とすることは過剰規制となっている。</p> <p>そこで、水素スタンドについても、天然ガススタンド同様、原則外観検査にて検査を行うこととするなど検査を簡略化するため現在業界団体等が検討している自主基準について、作成され次第、速やかに告示指定していただきたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>保安検査の方法は、一般高圧ガス保安規則別表第三に規定されています。</p> <p>保安検査の方法についての民間規格を経済産業大臣が保安検査の方法として認めた場合は、当該民間規格による保安検査の方法によります。（告示で規格名を指定する。）</p> <p>民間団体は告示で指定を受けるための保安検査方法を作成中であり、成案が得られておりません。（規制改革実施計画（平成 27 年 6 月閣議決定）の項目。）</p> <p>水素スタンドに用いられる部材、機器類は新たに開発されたものが多く、使用実績が少なく、非破壊検査の方法等が十分確立できていないことや、メーカーの推奨する期間が定まっておられません。また、提示された機器について毎年開放検査を求めているものではありません。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 8 2 条、一般高圧ガス保安規則別表三
対応の分類	その他
対応の概要	<p>保安検査基準について業界案が作成され次第、速やかに安全面からの検討を行い、結論を得ることとします。</p> <p>開放検査が必要なものの範囲については、十分に検討を行う事が必要と考えておりますので、今後予定されている高圧ガス保安協会との合同規格化の検討の場において確認してまいります。</p> <p>※規制改革実施計画（平成 27 年 6 月閣議決定）に基づき、業界団体に設置された委員会で検査方法について検討が行われているところ。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:15

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	中規模水素スタンド（仮称）の技術基準の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>中規模水素スタンドの規模に照らして過剰となる技術基準について、規模に見合った適正な基準を整備していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>平成 28 年 2 月に一般高圧ガス保安規則第 12 条の 2 が整備され、処理能力 30Nm³/日未満の小規模な水素スタンドの設置が主に地方都市を中心に進んでいる。平成 32 年（2020 年）頃には、このような分散型小規模水素スタンドを利用する FCV の台数増加に伴い、処理能力の拡大が必要となる。一方で地方都市の FCV 台数増加と、それに伴う大規模な商用水素スタンドの整備には、四大都市圏に比べてなお時間を要する。このような地域には、処理能力 30Nm³ 以上 100Nm³/日未満の水素スタンド（中規模水素スタンドと仮称する）の整備が有効と考えられる。</p> <p>現在、中規模水素スタンドには第一種製造者（100Nm³/日以上）、に適用される技術基準（一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3）が適用される。この技術基準には製造と貯蔵両方の技術基準が含まれるが、貯蔵の技術基準は貯蔵量 300Nm³ 以上の貯蔵施設（第一種または第二種貯蔵所）を想定したものと考えられる。</p> <p>しかし、中規模スタンドの中には貯蔵量が 300Nm³ 未満（その他貯蔵所）となるような施設も想定され、これらについて、例えば防火壁や蓄圧器の過流量防止措置など、第一種または第二種貯蔵所と同様の規制を適用することは過剰と考えられる。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省

制度の現状	<p>水素スタンドは、その処理能力に応じて、異なる規制や技術基準が適用されているところ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 製造事業者の許可、届出 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 種製造事業者（許可制 100 m³/日以上）の場合、貯蔵の許可、届出は不要。（技術基準に貯蔵の技術基準が含まれている。） 第 2 種製造事業者（届出制 100 m³/未満）の場合、貯蔵量が 300 m³以上は届出が必要。 第 2 種製造事業者（30～100 m³/日）の技術基準は、第 1 種製造事業者と同様。（技術基準に貯蔵の技術基準が含まれている。） 貯蔵の許可、届出 <ul style="list-style-type: none"> 第 2 種貯蔵所の届出対象 300 m³以上 第 1 種貯蔵所の許可対象 1000 m³以上
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3、一般高圧ガス保安規則第 11 条
対応の分類	その他
対応の概要	過剰となる技術基準があるとは認識していないが、具体的な要望があれば、データなどの根拠とともに安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：16

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	水素スタンドにおける販売先・充填先の保安状況にかかる事業者の責任の撤廃
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素スタンドにおいても、ガソリンスタンド同様に、販売先・充填先の保安状況にかかる水素スタンド事業者の責任を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>水素スタンドでは、販売主任責任者の選任や、販売先（充填先であるFCV）の保安状況を記載した台帳等による販売上の販売先に関する保安、更に、充填時にFCVの容器の期限を確認しなければならない等の製造上の保安というように、本来はユーザーが一義的に責任を負っている部分の保安について、事業者に重ねて保安を担保させている。</p> <p>ガソリンスタンドでは、車両の安全性はあくまでユーザーが管理するものとされており、このような販売先・充填先に関する保安の義務はない。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガスの販売の事業を行う者は、届出が必要です。</p> <p>ただし、第1種製造事業者がその事業所で販売する場合は不要です。（つまり、水素をFCVに充填する者（第1種製造事業者）と、水素を販売する者（水素の所有者）が別法人である場合、販売届けが必要になります。）</p> <p>要望1により、販売台帳、販売主任者を不要とした場合、販売事業者としての責務は販売届けを行うことのみとなる。具体的には届出書の提出のみ。</p> <p>行政は、届出により、販売事業者が誰であるか、その所在を確認することができます。</p> <p>高圧法では、販売店の所有する容器を用いて、中のガスのみを販売する形態があり、販売先（消費者）の保安の確保に一定の役割を果たしています。FCVの場合容器は車両の所有者のものであり、不特定の顧客を対象に販売する形態では、販売先の保安状況の把握は困難です。そのような販売先の保安状況確保を販売事業者に求めているものでもありません。</p> <p>将来、例えば不良品質の水素が出回るような事態が発生した場合、販売事業者として、販売先への周知等を行う必要が生じる可能性は否定できません。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法第5条、第11条、第12条、第20条の4、第20条の6、第28条等
対応の分類	その他
対応の概要	<p>※要望の内、販売主任者の選任、台帳の記載については、番号71【水素スタンドにおける保安台帳の不要化及び販売主任者の選任の不要化】、充填時の容器の期限確認については番号72【車検（自動車検査登録制度）とFCV車載容器検査の期間の整合化及び充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化】の回答のとおり。</p> <p>上記以外の水素スタンドにおける高圧ガスの販売及び高圧ガスの製造行為である充填における保安の義務について、ご要望について検討を行うためには、水素スタンドが高圧ガスの販売及び充填行為において、保安上の措置を行わなかった場合の安全確保について十分にご説明頂く必要があります。特に、充填に際しては取扱いを誤ると事故災害につながおそれがあるので、この観点についてもご説明が必要です。</p> <p>安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:17

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	水素スタンド設備の無人運転の許容
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 水素スタンドの無人運転（遠隔監視等による）を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドにおいては、1日3回以上の日常点検や温度・圧力監視等の運転管理を行うため、保安監督者自身または、保安監督者の監督の下で従業員が常駐している。 一方、海外では既に、遠隔監視により水素スタンドの運転を集中監視し、充填はドライバーが行うことで、無人のスタンド運営が可能となっている。 日常点検や運転管理は、ガス検知器、温度・圧力伝送器、画像等を用いるとともに、定期的な巡回等を行うことで足り、常駐は不要と考えられる。 そこで、保安監督者の兼任による保安状況の実績や技術の進展を踏まえて、遠隔監視等による無人での運転を可能とする。 なお、無人運転を行う水素スタンドにおいても、現状の7条の3と同様に、建築基準法に関しては十分な水素を保有できることや商業地域等に建設できること、都市計画法に関しては市街化調整区域への設置が可能であること、消防法に関しては現状と同じくガソリンスタンドの併設が可能であることを確認いただきたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）
所管省庁：総務省、経済産業省、国土交通省	
制度の現状	<p>【総務省】 従来の水素スタンドは、高圧ガス保安法令において技術基準が定められており、これを踏まえ、消防法令において給油取扱所に併設する場合の技術基準が定められている。</p> <p>【経済産業省】 水素スタンドでは、保安統括者または保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督をさせなければならないとされてます。 処理能力が25万㎡未満（通常の水素スタンドの規模レベル）の場合は、保安監督者のみで可。 保安監督者は、不在時には連絡体制を確立することが必要です。 水素スタンドでは1日3回の点検をおこなうこととされています。</p> <p>【国土交通省】 <建築基準法> ご指摘の水素スタンドに係る建築基準法の規定は、常駐する従業員を求めるものではありません。</p> <p><都市計画法> 市街化調整区域に立地することが許容されているもの（都市計画法第34条各号に規定する立地基準のうち、主として市街化調整区域に居住している者の利用に供する給油所等（第1号）又は、沿道サービスとしての給油所等（第9号）については、一般高圧ガス保安規則の技術基準を満たしている水素スタンドも含むものとして取り扱っており、このことについて開発許可制度運用指針に明記されています。 すなわち、高圧ガス保安法に基づき認められている水素スタンドは、市街化調整区域に立地可能としていません。</p>
該当法令等	<p>総務省：危険物の規制に関する政令第17条第3項第5号、危険物の規制に関する規則第27条の5</p> <p>経済産業省：高圧ガス保安法第27条の2、一般高圧ガス保安規則第64条</p> <p>国土交通省：建築基準法第48条、都市計画法第34条第1号又は第9号、都市計画法施行令第29条の7</p>
対応の分類	<p>総務省：その他</p> <p>経済産業省：その他</p> <p>国土交通省：現行制度下で対応可能</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>【総務省】 給油取扱所の安全性の確保が大前提であり、甚大な被害の発生が想定されるガソリン等危険物火災と水素ガス火災による複合災害を防ぐ必要がある。 高圧ガス保安法令において、「無人運転を行う水素スタンド」の技術基準が定められてはじめて、このような観点から併設可能か検討に着手できるため、現段階では判断できない。</p> <p>【経済産業省】 事故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の人数は必要であると考えています。 ご要望について検討を行うためには、遠隔監視等による無人運転を行った場合の安全確保のための保安体制のあり方について、詳細にご説明頂く必要があります。 なお、セルフ充填方式のガソリンスタンドにおいても、無人での営業は認められておりません。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>
-------	--

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：18

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	トラブル時の緊急充填等の可能化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 FCV の燃料切れ時等に公道等での緊急充填を可能としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 路上での燃料切れによる救援依頼は JAF だけで年間 63,811 件（平成 27 年度）発生している。 現在、移動式圧縮水素スタンドから FCV への充填は「第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充てんすること」とされており、不特定場所での燃料充填ができないことから、必ずレッカー移動を行わなければならない。 今後、FCV が普及し、燃料切れトラブルも増加すると思われることを考慮し、緊急充填を可能とする規制見直しが必要である。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省	
制度の現状	<p>圧力 20MPa 以下で圧縮機や蓄圧器等を使用しない充填（流し込み充填等）について基準を整備しており、JAF が緊急充填するレベルの対応は可能です。（平成 28 年 2 月の省令改正（一般則 12 条の 3）で措置済）（要望者が記載する条項とは一致していません。） 充填場所の届け出をあらかじめ行う必要があるが、JAF の営業エリアを届け出ること等で対応可能です。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 8 条の 2 第 2 項第 2 号へ、一般高圧ガス保安規則第 12 条の 3 第 2 項第 1 号
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	JAF が行うレベルの緊急充填については、流し込み充填等の基準を整備しています。（平成 28 年 2 月の省令改正（一般則 12 条の 3）で措置済）

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：19

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	家庭、小規模事業所等での水素充填の可能化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 FCV についても一般的な家庭、小規模事業所等での充填を、EV 充電や CNG 充填と同程度の簡便さで可能とする基準を整備していただきたい。</p> <p>【提案理由】 既に一般的なディーラーや自宅カーポート、ガレージ、倉庫や工場などに EV の充電設備が多数設置されている。また、CNG 充填設備はガス事業法により、一般的な家庭の屋内ガレージで家庭用機器並の簡便さで充填可能な設備の使用が認められている。特に、一般的なディーラーでの充填については、EV の普及の状況に鑑みても、今後の地方における FCV の普及にあたり重要なサービスになると考える。</p>
提案主体	FCCJ (燃料電池実用化推進協議会)

所管省庁：経済産業省	
制度の現状	<p>圧力 20MPa 以下で圧縮機や蓄圧器等を使用しない充填（流し込み充填等）について基準を整備しており、対応は可能です。（平成 28 年 2 月の省令改正（一般則 12 条の 2 及び 12 条の 3）で措置済）（要望者が記載する条項とは一致しておりません。） この規模を上回るレベルの処理能力、貯蔵量を有する水素スタンドの場合は、それに応じた許可、届出及び技術基準を適用することで対応可能です。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 12 条の 2、12 条の 3
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	圧力 20MPa 以下の処理能力又は貯蔵能力を持たない充填（流し込み充填等）の基準を整備しています。（平成 28 年 2 月の省令改正（一般則 12 条の 2 及び 12 条の 3）で措置済）

区分（案）	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：20

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	保安監督者の複数スタンド兼任の許容
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 事故時などの連絡体制などが確保されていることを条件として、保安監督者が一定の地理的範囲及び一定の箇所数の水素スタンドの保安監督者を兼任することを許容していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者を当該水素スタンドに専任させる形で保安監督者として選任し、保安を監督させる必要があり、そのような有資格者をスタンド毎に選任することは水素スタンドの運営コストの増加要因となっている。</p>
提案主体	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>保安監督者は、不在時には連絡体制を確立することが必要です。</p> <p>水素スタンドでは1日3回の点検をおこなうこととされています。</p> <p>なお、水素スタンドは、規格化されたFCV容器に定型化された製造（充填）を行うものであることから、他の高圧ガス設備に比べ、資格要件を大幅に緩和し、監督者のみによる保安体制を認めているところ。</p> <p>水素スタンドでは、事故、災害が発生した場合には、危害予防規定等に従い、諸設備の操作、応急措置、住民や行政に対する対応を行うことが求められることから、一定の知識をもった資格者が対応する必要があります。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法第27条の2、一般高圧ガス保安規則第64条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>事故や災害が発生した場合の対応の必要性を考えると、最低限の対応は必要と考えています。</p> <p>複数の水素スタンドを兼任した場合の安全確保のための保安体制のあり方について詳細にご説明頂く必要があります。特に同時に発災した場合や大規模災害時の対応に懸念がありますので、その点についても詳細な説明が必要です。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号: 21

受付日: 平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日: 平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日: 平成 29 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	保安監督者の資格者要件の合理化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 高圧水素ガス特有の性質に対応するために水素スタンドの保安監督者に求められる経験の内容について、精査した上で、保安監督者の水素の製造に関する経験の要件を合理化していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験（水素の製造6ヶ月）を持つ者を保安監督者に選任する必要があるが、水素の取り扱い経験が6ヶ月ある経験者の確保には困難があるため、新規事業者が参入しづらい状況にある。他の可燃性の高圧ガスの取り扱いの場合、保安監督者として監督を行う対象のガス種の取り扱い経験に限定せず、一括りで、可燃性ガスの製造の経験が6ヶ月あれば、保安監督者となれると規定されている。水素についても、6ヶ月の経験について、全ての期間を水素の取り扱いに限定することなく、①高圧水素ガスに特有の性質に習熟するために必要となる経験等と、②他の可燃性高圧ガスと共通する性質に習熟するために必要となる経験等の2つに分解し、合計6ヶ月にするなど、保安監督者の資格要件の合理化をすべきと考える。</p>
提案主体	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁: 経済産業省
制度の現状	<p>水素スタンドでは、保安統括者または保安監督者を選任し、その製造に係る保安について監督をさせなければならないとされています。</p> <p>処理能力が25万m³未満(通常の水素スタンドの規模レベル)の場合は、保安監督者のみで可。</p> <p>保安監督者は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者を保安監督者とする必要があります。</p> <p>6ヶ月の経験について、水素は分子量が小さく漏洩しやすい、LPGやCNGのような付臭ができず、炎が見えない、水素脆化等の作用がある等の特有の性質が有り、水素スタンドは従来産業用でも稀な超高压、極低温から高温の水素を取り扱うため、水素に関する一定の経験を求めているもの。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第64条第2項
対応の分類	その他
対応の概要	<p>ご要望について検討を行うためには、保安監督者の水素の製造に関する経験の要件を合理化した場合でも、保安監督者としての能力について安全上問題ない根拠を示していただく必要があります。</p> <p>安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号: 22

受付日: 平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日: 平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日: 平成 29 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドを整備するにあたっての基準整備
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理能力の計算においては、実際に稼働する状況を前提に能力を計算していただきたい。</p> <p>【提案理由】 液化水素の連続昇圧にあたっては、蒸発器の凍り付きの問題から、2つの蒸発器を用いて交互に使用することになり、2つの蒸発器は同時に起動することはない。 しかし、高圧ガス保安法では、原則として処理能力を全ての機械の能力の合算で求めるため、コンビナート則の適用の可能性があるが、保安について、水素スタンド以上の規制を受けることになる。</p>
提案主体	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)

所管省庁: 経済産業省	
制度の現状	<p>許可、届出の判定に用いる処理量(処理能力)を算定する場合には、圧縮機、蒸発器等の設備が実際に稼働しうる1日(24時間)の能力によるものとし、これらを合算して算出することとされています。 最大稼働能力という観点から処理量を算定する規定であり、物理的に2つの処理設備が同時に稼働可能であれば合算する必要があります。物理的にいずれか一方しか稼働することができない構造であれば、合算しないこととすることは可能です。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第2条第1項第18号
対応の分類	その他
対応の概要	<p>同時に稼働させることの可能な設備については、合算して処理量を判断する必要があります。 最大稼働能力という観点から処理量を算定する規定であり、物理的に2つの処理設備が同時に稼働可能であれば合算する必要があります。物理的にいずれか一方しか稼働することができない構造であれば、合算しないこととすることは可能です。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：23

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素スタンドに併設された出荷設備のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタンドに充填する一定規模以下の充填設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が確保されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>水素スタンドでは、高圧ガス製造責任者免状と一定の経験を持つ者に保安を監督させることにより（いわゆる保安監督者）、保安統括者・保安技術管理者・保安係員の選任が免除されている。一方、水素出荷設備については、水素スタンドに併設する小規模なものであっても、保安統括者・保安技術管理者・保安係員を選任する必要があり、多額の人件費を要している。</p> <p>水素スタンドに併設した出荷設備からカードル・トレーラー・移動式水素スタンドに充填する場合には、安全性に関して、FCVへの充填と大きな差異はないと考えられる。</p> <p>そこで、水素スタンドに併設された出荷設備のように、水素ガスから専らカードル、トレーラー、移動式スタンドに充填する一定規模以下の充填設備において、追加の安全対策を行うなど、実質的に7条の3と同レベルの安全が確保されていることを条件に、資格者の選任要件を緩和し、保安監督者による代替を可能としたい。</p> <p>なお、追加の安全対策としては、流量調節弁の設置などが考えられる。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>水素の出荷設備は、典型的な高圧ガスの製造設備の一つとして、保安統括者（代理者）、保安技術管理者、保安係員を選任し、それぞれの職務を行わせることとなっています。保安体制は規模等により兼任等が認められており、実質、保安統括者と保安係員の2名体制で可能です。</p> <p>一方、水素スタンドは、規格化されたFCV容器に定型化された製造（充填）を行うものであることから、他の高圧ガス設備に比べ、資格要件を大幅に緩和し、監督者のみによる保安体制を認めているところです。</p>
該当法令等	高圧ガス保安法第27条の2、一般高圧ガス保安規則第64条第2項
対応の分類	その他
対応の概要	<p>水素スタンドは、規格が定まっているFCVに対して、定められた方法で充填を行うための充填プロトコルに従って充填が行われるものであり、限られた取扱い量、充填方法であることを前提に水素スタンドの安全を確保するための技術基準や責任者の選任基準が定められています。</p> <p>一方、出荷設備は、トレーラーや移動式スタンド、カードルなど様々なものに充填が行われるため、それぞれの充填行為にあった充填の保安管理を行う必要があります。その量もFCVへの充填に比べて多量なものとなるため、水素スタンドと同様の安全性とはみなせないと考えております。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、提案について保安体制に関する基準を見直しても安全性確保される根拠を示して頂く必要があります。上記の懸念点についても詳細な説明が必要です。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：24

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	水素スタンドにおける過流防止弁等の設置の廃止
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 リスクアセスメントを再度実施し、これらの基準の緩和について検討していただきたい。</p> <p>【提案理由】 水素スタンドの安全性確保のため、二重遮断装置、過流防止弁等の設置が義務つけられているが、この規制は、82MPaの水素スタンドの実績がない頃に行われたリスクアセスメントに基づいて決められたものであり、現状の技術が反映されていない。 具体的には、リスクアセスメント当時に比べて、配管等に使用する材料と水素の関係性が分かってきており、破断前漏洩等も考慮した設計となっている。</p>
提案主体	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	水素スタンドの設備に係る技術基準では、製造のための施設の位置、構造及び設備の技術上の基準として、安全確保のための措置を設けており、2以上の遮断措置を講ずることや流量が著しく増加する事を防止する措置等を求めています。
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第7条の3
対応の分類	その他
対応の概要	<p>過流防止弁や2重遮断装置はフレキ配管の破断や地震等の災害時や緊急時にガスを止める有効な手段であり、また、2以上の遮断弁は、緊急時の作動不良等に対応しており、非常時にガスを止める手段を廃止することは不適切と考えています。</p> <p>本件について検討を行うためには、過流防止弁等がなくても上記の懸念点を含めて安全性が確保されている事をお示し頂く必要があります。</p> <p>弁廃止時等の安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：25

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	新たな水素特性判断基準の導入
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素特性判断基準の基礎研究を進め確立させるとともに、確立した判断基準を速やかに基準化し、一般高圧ガス保安規則例示基準に導入していただきたく、引き続き協力していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現行の Ni 当量規制（SSRT による相対絞りを基準とした材料選択）による材料は、水素の影響が極めて少ない材料であるが調達に時間がかかり、調達コストも高くなっている。</p> <p>水素スタンドへの使用鋼材について、出来る限り汎用性のある鋼材を適材適所に使用出来るような新しい水素特性の判断基準の確立・導入が望まれている。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省	
制度の現状	<p>水素スタンド等に使用する材料に関する基準は性能規定化しており、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し安全な化学的成分及び機械的性質を有することを求めています。</p> <p>製造許可を受ける際に、使用する材料が当該基準を満たしているかどうかについては、①基準を満たすことを立証するデータや規格を示す、②高圧ガス保安協会の詳細基準事前評価を受ける、③例示基準に示された材料を用いる。④昨年末より運用を開始したファストトラック制度により確認を受ける 等の方法があります。</p> <p>水素を高圧下で利用する場合には、水素脆化等の作用があることから、これらの特性を評価、判定する方法を開発し、順次新たな材料の評価を行い、特性が確認されたものは順次例示基準に追加してきております。材料の評価方法も順次改定、開発が進められ、採用されているところです。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第7条の3（第6条第1項第14号の規定を準用）
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス設備の材料に関する技術基準は性能規定化しています。改正の要望をいただいた基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準以外であったとしても安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。</p> <p>新たな水素特性の評価方法が事業者等の検討で確立出来た場合は、規格等を作成頂き、平成28年度より開始したファストトラック制度の活用により迅速に活用することが可能となります。個別の材料評価についても同様にファストトラック制度が利用可能です。</p> <p>研究開発については、ご提案主体のご要望を踏まえながら、平成29年夏までに今後の具体的な研究内容を固め、水素特性判断基準の確立へ向けた研究開発を進めていきます。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：26

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	安全係数 3.5 の設計における圧力制限の撤廃
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 高圧ガス保安法においても、安全係数 3.5 で設計する場合の技術基準の圧力制限を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、安全係数を 4 として（仕様で想定する使用条件における材料に対する負荷の 4 倍の負荷がかかっても安全であるように設計する）設計を行う場合の技術基準については、使用する圧力の制限がない。一方、安全係数 3.5 として設計を行う場合の技術基準については、国内他法令（圧力制限なし）と異なり、高圧ガス保安法のみ圧力制限を設けているため、水素スタンドの設計を安全係数 3.5 で行おうとすると、使用できる材料に制限がある。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省	
制度の現状	<p>高圧ガス設備は、用いられる圧力または温度によって発生する最大の圧力に対し、十分な強度を有するものであることが求められており。具体的には、特定設備検査規則の規定を準用しております。</p> <p>特定設備検査規則では、設計に係る安全係数が 4.0 の場合（第 1 種特定設備）の基準と 3.5 の場合（第 2 種特定設備）の基準が設けてあります。</p> <p>設計係数を 3.5 とした場合の技術基準を満たす具体的な技術的内容及び検査方法の例示を示した例示基準（特定設備検査規則の機能性基準の運用の別添 7 第 2 種特定設備の技術基準の解釈）において、設計圧力が 20 MPa 以下の設備についてのものでとされております。</p> <p>なお、例示基準の内容と完全に一致しない場合でも、技術基準を満たすことを立証するデータを示すか、高圧ガス保安協会の詳細基準事前評価を受け技術的検証を行う事で自治体の許可を受けることは可能である。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3（第 6 条第 1 項第 1 3 号の規定を準用）、特定設備検査規則第 1 4 条
対応の分類	その他
対応の概要	本件について検討を行うためには、安全係数 3.5 で設計した場合の圧力制限を不要とした場合でも、安全性が確保されることを確認出来る根拠（データ）をお示し頂く必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。

区分（案）	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：27

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	海外において検定を受けたステーションの防爆製品の国内検定の不要化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>EN 規格に基づく ATEX 指令で認証を受けた製品など（海外の検定機関で検定を受けた製品）について、相互認証制度など、国内の検定を不要とする制度を構築していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>海外の水素スタンドで使用されている防爆機器を国内で使用しようとした場合、海外の機関で検定を受けた国内製品と同等の製品であっても、その検定機関が国内の検定機関として登録されていない場合は、改めて国内の検定機関で検定を受けなければ使用できない。平成 27 年度の規制改革実施計画に基づき措置された外国の検定機関の登録型式検定機関としての登録については、制度は措置されたものの、検定機関自体には日本の登録を受ける直接のインセンティブがなく（インセンティブがあるのは、輸出入を行う事業者）、登録が進んでいないものと考えられる。IEC 規格とは以前から互換性をもった国内防爆規格となっていて、平成 29 年 1 月初旬には IEC 規格に基づいて防爆認証を受けた機器類はその規格を国内でも使えるように規制が改正されたところである。</p> <p>しかし、それ以外の規格（欧州で一般的な ATEX 等）についても、海外の検定機関で検定を受けた製品（EN 規格に基づく ATEX 指令で認証を受けた製品など）について、相互認証制度など、国内の検定を不要とする制度を構築していただきたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>防爆構造電気機械器具については、労働安全衛生法に基づく型式検定の対象とすること等により、安全性の確保を図っています。</p> <p>具体的には、防爆構造電気機械器具を取り扱う労働者への危険を防止するため、電気機械器具防爆構造規格を満たさない防爆機器の譲渡、貸与又は設置を禁止するとともに、防爆構造電気機械器具を使用するに当たっては、労働安全衛生法に基づく登録型式検定機関による型式検定において、電気機械器具防爆構造規格に適合していることについて合格することが必要とされています。</p>
該当法令等	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条及び第 44 条の 2、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 13 条及び第 14 条の 2、電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）第 5 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>海外の規格に従って海外の機関で認証を受けたものであっても、日本国内において、防爆構造電気機械器具を使用する際の安全性を担保する観点からは、日本に輸入した場合には、労働安全衛生法令に基づく型式検定により、電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号。以下「規格」という。）に適合していることを確認する必要があります。</p> <p>なお、規格第 5 条において、規格と関連する国際規格等に基づき製造されたものであって、規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有することが確認されたものは、規格に適合するものとして取り扱うことができることとされており、国際的に標準化された規格である IEC 規格に基づき製造されたもので一定の基準を満たすと確認されたものについては、規格に適合しているものとして取り扱うことができます。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：28

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	水素カードル等の上限温度の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>水素ステーションに設置する TYPE 1 製水素カードルについて、上限温度の緩和をしていただきたい。直射日光による上昇温度以上に、容器の上限温度が緩和された場合には、直射日光を遮る措置を緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>汎用的に流通している水素カードル等に使用される TYPE1 容器は、常に 40℃以下に保たなければならない。このため、容器置場には直射日光を遮るための措置（不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根）が必要である。さらに、直射日光を遮るための措置に加えて、散水設備等を設置することもあり、コストの増大につながっている。一方、圧縮水素トレーラーの TYPE3 容器は、特に製造・輸送時において、40℃を超えて運用したいニーズが高かったことから、上限温度を高くした場合の検証を行った上で、緩和措置が取られている。水素ステーションに設置する TYPE1 製水素カードルにも同様のニーズがあるため、常用の温度（使用温度上限）を高く設計した容器について、常用の温度（使用温度上限）が 40℃を超えた容器則容器基準の追加を要望する。</p> <p>さらに、直射日光による上昇温度以上に、常用の温度（使用温度上限）が高い容器を使用する場合には、直射日光を遮る措置及び温度上昇を防ぐ措置を不要としていただきたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>水素スタンドに係る技術基準において、水素スタンドに設置される水素カードルについては、容器置場として直射日光を遮る措置を講じることが求められているところです。</p> <p>直射日光を遮る措置としての具体的な内容の例示として例示基準には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けることが示されているが、短期間であればシートで覆うことで代替することを可能としているなど、例示においても屋根に限定はしていません。</p> <p>また、容器置場において、充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つことが求められています。しかし、直射日光を遮る措置を講じ、通風等を確保していれば、それ以上に具体的な措置は求めておりません。（要望者が記載するような散水設備の設置を技術基準で求めているものではありません。）</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3（第 6 条第 1 項第 4 2 号を準用）
対応の分類	その他
対応の概要	<p>ご要望の内容について、散水設備は法令上設置を求めておりません。また、直射日光を遮る措置については、直射日光を遮る措置については性能規定化されており、必ずしも屋根の設置を求めておりません。屋根の設置は、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、例示以外のものであったとしても安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。</p> <p>なお、貯蔵や輸送時等において、外気温の影響で温度が 40℃を越えた場合でも、日陰で風通しがよい取扱いであれば、技術基準違反にはなりません。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：29

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	3.5 よりも低い安全係数の一般則及び特定則への追加
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>3.5 よりも低い安全係数に係る設計の検討が進み、基準が整備された後、特定高圧ガス保安規則及び一般高圧ガス保安規則に 3.5 よりも低い安全係数（例えば 2.4）を導入し、特定則大臣特認と一般則詳細基準事前評価を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>高圧ガス保安法では、特定設備を作る際、3.5 よりも低い安全係数を採用する際には、法令上（特定則等）の規定がないことから、経済産業大臣による特別認可及び高圧ガス保安協会による事前評価委員会における評価が必要（一般高圧ガス設備では、高圧ガス保安協会による詳細基準事前評価のみ）であり、時間を要している。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省	
制度の現状	<p>高圧ガス設備は、用いられる圧力または温度によって発生する最大の圧力に対し、十分な強度を有するものであることが求められております。具体的には、特定設備検査規則の規定を準用しております。</p> <p>特定設備を作る際、3.5 よりも低い安全係数を採用する際には、法令上（特定則等）の規定がないため、経済産業大臣が危険のおそれがないものと認める特認の手続きを行うことで、都道府県の許可を受ける事ができます。</p> <p>この特認を容易にするため、特認の手続きに必要な技術文書が整備しており、既に一部に設計係数 2.4 の設計を用いた設備の部品が導入されています。</p> <p>特認の手続きは 2 週間で実施した例もあり、事実上設計係数 2.4 を用いた製品の評価は事前評価も含めて 1～2 ヶ月で実施可能であり、事実上の問題は生じておりません。</p>
該当法令等	一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3（第 6 条第 1 項第 1 3 号の規定を準用）、特定設備検査規則第 1 4 条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>現在でも、安全係数 2.4 の設計による設備は整備済の技術文書と特認により実現は可能であり、既に水素スタンドでも使われております。整備済の技術文書の活用により時間もさほどかからないため、実質上問題は無いと考えています。</p> <p>その上で、設計係数 2.4 を設計の基準とした場合には、これまでの設計とは安全性の確保に関する考えが異なり、寿命の評価や定期的な交換、管理基準による担保等が必要となるため、一般的な基準とするためには、技術的にも制度的にも解決すべき課題が多く存在すると考えています。</p> <p>本件について検討を行うためには、低い安全係数を設計の基準とした場合でも安全性が確保出来る根拠（データ）をお示し頂く必要があり、上記の懸念の点についてもご説明頂く必要があります。低い設計係数を技術基準とした場合の安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：30

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	型式承認の合理化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 高圧ガス保安法においても、道路運送車両法と同様の型式認証の仕組みを導入していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、新しく開発したFCVの車載容器について、新たなライン（製造設備）を設置し量産を始めるために、型式を取得する必要があるが、現在の運用では、製造設備を設置した後、その製造設備による製造工程について容器等製造業者登録を取得し、その設備により製造した容器の試験結果に基づいて型式を申請することが求められる。そのため、容器等製造業者登録に3ヶ月、登録された設備を用いて容器を作成し型式試験を行うのに約6ヶ月、型式試験の内容により型式を取得するのに3ヶ月、それらの認可情報を入力したラベルの生産準備に1ヶ月程度を要している。</p> <p>この点、道路運送車両法に基づく車両自体の認可取得は2.5ヶ月以内に完了する。</p> <p>車両の型式認証（道路運送車両法）においては、「どのこういった設備で製造するか」というところまで事前に確定する必要は無く、製造事業場の追加の際の都度の認可は不要となっている。品質管理の観点からは、既に完成品に関する検査が措置されており、十分担保可能であると考えられるため、このように製造場所と型式認証を紐付けて製造場所まで事前確認の対象とする制度は過剰であると考えられる。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省

制度の現状	法第49条の5に基づいて、容器等の製造の事業を行うとする者は、工場又は事業場ごとに登録を受けることができるとしており、当該登録を受けた者は、法第49条の21第1項に基づいて、製造しようとする容器について型式承認を受けることができます。
該当法令等	法第49条の21第1項、容器則第57条、第58条及び第59条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器の破裂等が発生した場合は公共の安全に影響があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>事業所毎に品質管理の方法や検査のための組織が異なる場合が想定され、同一の型式であっても同一の品質が担保されない場合もあります。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、高圧ガス容器の品質管理が、製造設備によらず一定であり、安全上問題ない根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>また、要望中、完成品に関する検査が措置されており、十分担保可能とありますが、検査は200個に1個の組試験であり、全数検査ではありません。この観点も含めてご説明いただく必要があります。</p> <p>安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:31

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	刻印のない試作容器を車載したFCVの公道以外（テストコース等）での走行
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>FCVの開発を促進する観点から、特別充填許可に基づく充填口ラベルと容器ラベルを刻印とみなし、刻印無し容器を搭載したFCVの公道以外（テストコース等）での走行が可能になるよう、速やかに措置していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>規制改革実施計画（2013年6月14日閣議決定）No.65「試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し」については、規制改革実施計画のフォローアップ結果（2015年6月16日規制改革会議）では「公道走行を行わない試験車両に搭載する刻印無し容器については、高圧ガス保安法に基づく現行の特別充填制度を活用して対応するとの措置が取られた。」として「措置済」の扱いになっている。</p> <p>しかしながら、実際には高圧ガス保安法では、これまでの規制の見直しにより、特別充填許可に基づいて、刻印無し試作容器への充填、消費は認められるようになったものの、が、貯蔵と移動については認められていない。このため、刻印無し容器を搭載したFCVは、水素ガスを充填したその場を動くことなくガスの消費、放出を行うことは可能であるが、公道以外（テストコース等）での走行が不可能となっている。即ち、規制改革実施計画の内容が未だ実現されていない状況になっている。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>貯蔵について規定する一般則第18条第2号へ及び第3号において、一般複合容器については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと等を定めています。</p> <p>また、移動について規定する一般則第49条第1項台3号においても、同様に、一般複合容器については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと等を定めています。</p>
該当法令等	一般則第18条第2号へ及び第3号、第49条第1項第3号
対応の分類	検討を予定
対応の概要	現行の規定においては、特別充填許可を受けた場合の一般複合容器に係る使用年数の考え方が不明確ですので整理を行うこととします。

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号: 32

受付日: 平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日: 平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日: 平成 29 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	国際基準 (UN-R134) に基づく FCV 用高圧水素容器の相互承認制度の確立
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>UN-R134 に基づく車両及び容器の相互承認制度を有効に活用できるよう、高圧ガス保安法においても道路運送車両法と同様の関係法令の整備を速やかに実施していただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>高圧ガス保安法と道路運送車両法では、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく国際基準である UN-R134 を取り込むために 2016 年 6 月 30 日付けで関係法令の改正が行われた。これは規制改革実施計画 (2013 年 6 月 14 日閣議決定) No. 58 「燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化」への取り組みの一環として実施されたものである。</p> <p>しかしながら、高圧ガス保安法関係については、関係法令に一部不足部分があるため、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認制度を十分に活用出来ない状態にある。例えば、UN-R134 に基づいて製造された FCV 用高圧水素容器について、海外で認可を得た容器を国内で使用するための国内規定が整備された一方で、国内で認可を得た容器を海外に輸出する際に必須となる海外の認可当局向けの認可証を発行する国内規定が十分に整備されていないため、国内で認可を得た容器を搭載した FCV の海外への輸出が事実上困難な状態にある。</p> <p>車両について規制を行っている道路運送車両法では、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認制度を有効に活用できるように関係法令が既に整備され、円滑な運用が行われている。</p>
提案主体	FCCJ (燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁: 経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガス保安法においては、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定 (平成 10 年条約第 12 号) に附属する規則第 134 号 (以下「UNR134」という。) を国内法に取り込むため、国際相互承認に係る容器保安規則 (平成 28 年経済産業省令第 82 号。以下「国際容器則」という。) 及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (平成 28 年経済産業省告示第 184 号。以下「国際容器細目告示」という。) を制定しました。</p> <p>型式承認を行った場合は、国際容器則様式第 2 3 に基づいて容器型式承認証を交付することとしています。</p> <p>なお、UNR134 においては、容器型式承認証の様式は規定されていないと認識しています。</p>
該当法令等	国際容器則、国際容器細目告示
対応の分類	検討を予定
対応の概要	事業者がどのような様式を要望しているのかを聞いた上で、必要な検討を行います。

区分 (案)	◎
--------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：33

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	高圧容器のサイクルバースト試験での品質担保手法の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>容器の出荷可否要件からバッチテストの実施を除外していただきたい。 さらに、サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへご協力いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>バッチテストとして実施するサイクル試験・バースト試験が終了するまでは、容器をリリース（出荷）できず、結果そのバッチ分の容器を保管する為の広大なスペース確保が必要。 下記を前提に、容器の出荷可否要件からバッチテストの実施を除外する。 容器の強度にかかわる設計内容、それに基づく生産工程での品質保証、及び全数検査（膨張試験）の実施から、容器の耐圧強度は十分に担保されうる。さらに、万が一に備え出荷後の回収手段を整備する。 さらに、現行法においては、バッチテストとして実施するサイクルバースト試験がある割合が必要であり、大きな生産ロス（廃棄物、コスト）となる。サイクルバースト試験を代替できる品質担保手法の検証がなされた際には、国際法規改正を含めた見直しへのご協力を頂きたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省

制度の現状	高圧ガス保安法第 49 条の 5 第 1 項に定める容器等製造業者の登録を受ける為には、同法第 49 条の 7 第 3 号において、「品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること」が求められています。当該経済産業省令で定める技術上の基準は、国際容器則第 34 条第 2 項において定めており、日本工業規格 Q9001 (2008) や国際規格 ISO9001 (2008) の品質システム要求事項に規定される基準等を満たすこと及び UNR134 の 9.3.1. 及び 9.3.2 に定める組試験を行い、これに合格することを求めています。
該当法令等	高圧ガス保安法第 49 条の 7 第 3 号、国際容器則第 34 条第 2 項、国際容器則細目告示第 27 条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>国連規則においても、品質を保証するため、200 個に 1 つは、破裂テスト及び圧力サイクルテストの組試験を実施することを求めています。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、組試験がなくとも品質が保証され、安全上問題ない根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>これらの根拠（データ）により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：34

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	車載用高圧水素容器等の開発時の認可の不要化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 容器の開発についても、車体と同様、認可を不要としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 FCV/CNG車については、現在、道路運送車両法と高圧ガス保安法に基づき規制されているが、今後のFCVの普及を見据えれば、高圧ガス保安法の規制が、大量生産を前提とした道路運送車両法の規制に比べて、極めて厳しい部分がある。 開発時の認可についても、道路運送車両法上、車両の開発を行うに際し、車体部分については、開発時の認可は不要であるが、高圧ガス保安法に關係する部分は、開発品毎に認可を取る必要があり、開発の遅延や、認可対応のコスト増に繋がる。</p>
提案主体	FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)

所管省庁：経済産業省	
制度の現状	<p>高圧ガス法上、容器に高圧ガスを充填する場合、刻印等がされているものであることが必要です（法第 48 条）。当該刻印等は法第 4 4 条に基づく容器検査を受け、これに合格するか又は法第 4 9 条の 5 第 1 項に基づき容器等製造業者の登録を受け、法第 4 9 条の 2 1 に基づく型式の承認を受けた場合等に刻印等することができます。</p> <p>なお、法第 4 8 条第 5 項に基づいて、経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って行うときも、充填を行うことができます。</p>
該当法令等	法第 4 8 条、法第 4 9 条の 5 第 1 項、法第 4 9 条の 2 1
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、開発品であれば、安全上問題ない根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>これらの根拠により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：35

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維の解釈
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 荷重を分担しないガラス繊維について、荷重に対する強度を求める規制を撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器における設計上荷重を分担しないガラス繊維について、荷重に対する強度を求める規制を敷いている（「容器製造業者が引張り強さ及び破断ひずみが適切であることを保証するもの」であることを求めている。）。荷重を分担しないガラス繊維について、荷重の分担を前提とした規制がなされていることは合理的ではない。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>高圧ガス保安法第 41 条第 1 項において、「高圧ガスを充てんするための容器の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。」ことを定めています。当該経済産業省令で定める技術上の基準については、国際容器則第 5 条第 1 号において、「容器は、充填する高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること」として、性能規定化しています。</p> <p>なお、当該性能に適合していることの例示を、国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用についての通達において示しています。</p>
該当法令等	法第 4 1 条第 1 項、容器則第 3 条第 1 号
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準は性能規定化しています。改正の要望をいただいた基準については、当該性能規定に適合している「例示」として示したものであるため、当該基準以外であったとしても安全上問題ないことが説明できれば、審査に合格することは可能です。</p> <p>また、業界で規格等を作成頂ければ、平成 28 年度より開始したファスト・トラック制度の活用により、民間規格を迅速に活用することが可能となります。</p> <p>なお、懸念点を示しますと、審査においては、容器の強度（圧力に対する）に対し、ガラス繊維が荷重を分担しない場合であっても、落下試験等においてガラス繊維を保護材として機能させている場合がありますので、この場合であってもガラス繊維の強度の定めが不要であるという根拠（データ等）をご説明いただく必要があるかと思えます。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：36

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	UN-R134 容器へ標章の方式の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>海外で UN-R134 に基づく容器認可を得る場合と同様、国内で認可を得る場合においても、UN-R134 に規定されたとおりの任意の方式でのラベリングを認めていただきたい。(アルミニウム箔または伸縮性を有する票紙に、打刻ではなく印字したものを容器外面に貼付し、場合によっては保護フィルムを貼付する方法等を想定している。)</p> <p>【提案理由】</p> <p>国際基準である UN-R134 に基づく容器認可を取得する場合、高圧ガス保安法では複合容器への標章の方式として、票紙に表示したものをフープラップ層の見やすい位置に巻き込む方法か、アルミニウム箔に打刻したものを容器胴部の外面に貼付する方法のいずれかしか認められていない。</p> <p>UN-R134 では 5.6 項で「容器に貼付されるラベルは、その容器に関するメーカー推奨の使用寿命の期間を通して所定位置にとどまり、かつ判読できるものとする。」と規定していることから、海外で UN-R134 に基づく容器認可を得る場合には、任意の方式でのラベリングが認められている。即ち、同じ国際基準 UN-R134 に基づく容器でも日本で認可を得る際には標章の方式の自由度に制限がある。</p>
提案主体	FCCJ (燃料電池実用化推進協議会)

所管省庁：経済産業省

制度の現状	法第 49 条の 25 第 2 項の規定により、登録容器製造業者が標章の掲示をしようとする場合、「告示に定める方式に従って標章をしなければならない。」(国際容器則第 53 条第 2 項)としています。当該告示に定める方式は、国際容器則細目告示第 28 条第 3 項において、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に同条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とすると定めています。
該当法令等	法第 49 条の 25 第 2 項、国際容器則第 53 条第 2 項、国際容器則細目告示第 28 条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	UNR134 の規定を踏まえて、検討を行います。

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：37

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	容器の許容キズ深さの基準の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>許容キズ深さを 1.25mm に限定せず、設計により自由に決められるようにしていただきたい。 また、再検査時ついて、国際容器則細目告示にも補修による合格条件に（繊維が露出している）の条件を加えていただきたい</p> <p>【提案理由】</p> <p>高圧ガス保安法国際相互承認に係る容器保安規則では、容器の許容キズ深さは 1.25mm 以下とされており、例えば容器の保護層を厚めに設計するなどして、1.25mm 以上のキズを許容できる容器を作ろうとしても、認められない。一方、国際的には、このような容器を製造することが認められている。 開発の自由度を高めるためにも、許容キズ深さを 1.25mm に限定せず、設計により自由に決められるようにしていただきたい。</p> <p>また再検査時にキズを認めた場合、「…許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる」（国際容器則細目告示第 17 条第 1 項第 1 号ハ）とある。繊維が露出していない場合は、繊維が保護されている状態なので、傷の補修は不要と考えられる。一方、容器則細目告示第 20 条第 1 項第 1 号ロ（⇒同第 15 条第 1 項第 1 号ニ）には「(イ) …許容傷深さの値以下の切り傷であって、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる」とあり、これらの不整合をなくすために、国際容器則細目告示にも補修による合格条件に（繊維が露出している）の条件を加えていただきたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>法第 49 条の 25 に基づき登録容器製造業者等が刻印等を行う場合、国際容器細目告示第 28 条にしたがって、許容傷深さを 1.25 ミリメートル以下である許容傷深さを刻印等することができるとしています。</p> <p>法第 49 条に基づく容器再検査の方法については、国際容器則細目告示第 17 条第 1 項第 1 号ハ(イ)において、繊維強化プラスチックの外部切り傷については、刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができると規定しています。</p>
該当法令等	法第 45 条、国際容器則第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 3 項、国際容器則細目告示第 17 条第 1 項第 1 号ハ(イ)
対応の分類	検討を予定
対応の概要	UNR134 の規定を踏まえ、検討を行います。

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：38

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	容器等製造業者登録の会社単位取得
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 容器等製造業者の登録にあたっては、会社単位での申請を認めていただきたい(車両製造は自動車型式指定申請を会社として実施)。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、容器等製造業者の登録にあたって、各工場等の事業場の単位で申請主体としているが、今後、量産規模が拡大していくに際し、工場が増える度に新たな容器等製造業者の登録を求められると、登録事業場間で、方針管理、検査員認定、内部監査、外注管理などの業務に、多くの繰り返しや重複が発生し、非効率となる。また、同機種の複数工場生産を踏まえ、型式承認も工場ごとではなく、会社として一度の認可取得としていただくことで、工場間の生産融通など、フレキシブルな生産対応が可能となる。</p>
提案主体	F C C J (燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	法第 49 条の 5 において、容器等製造業者の登録は、「その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる」と規定しています。
該当法令等	法第 49 条の 5
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>容器等製造業者の登録は、容器の品質管理の観点から法令上規定しているものです。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、容器の品質管理を実際に行っている事業所単位でなく、会社単位で登録を行うことによっても安全上問題なく品質管理が行える根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>これらの根拠（データ）により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：39

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	容器等製造業者登録の更新の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>更新にあたっては、登録番号、型式認可番号等を同じものを引き継がせていただきたい。また、更新の手続き（現状、新規申請と同等と考えると約3か月）についても、現地監査等（数日）のみの確認で更新を認めていただきたい。</p> <p>更に、型式取得した製造中の容器を新たな登録事業場（工場）で追加製造する場合も、同一の型式番号を使用させていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>高圧ガス保安法では、容器等製造業者の登録の有効期間は5年であり、5年毎に更新が必要であるが、更新した場合、認可番号が変更になるため、容器の品番も変更となり、車両製造、補給用の部品の管理等において、同一品であるにも関わらず異なる品番数が増える事による管理の混乱に繋がる。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	法第49条の5第1項において容器等製造業者の登録を受けた者は、法第49条の9第1項に基づいて登録の更新を受けなければならないとしています。経済産業大臣は、更新したときは登録証を交付し（第49条の11第1項）、当該登録証には、登録番号を記載することとなります（同条第2項）。
該当法令等	法第49条の5第1項、第49条の9第1項、第49条の11
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>更新の際には、引き続き、技術上の基準に適合しているかどうか等について確認を行うこととなります。この際に、具体的に省略可能と考えられる箇所があれば、ご提案ください。</p> <p>また、他の工場でも同じ容器の型式番号を使用すると、不良品が発生した場合、トレースが困難になる等の懸念があります（更新の前後でも同様）。</p> <p>本件について検討を行うためには、上記の懸念点を含めて安全上問題無いという根拠（データ）をお示し頂く必要があります。安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：40

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	刻印のない試作容器を車載した F C V の走行
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 特別充填制度等を活用し、一つの申請において複数の都道府県での公道を含む走行についての充填、移動、貯蔵についての許可をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 特別充填許可は各都道府県にそれぞれ申請、許可をもらう必要がある。テストコース等評価設備は目的に応じ、複数の所在地にあるため、一つの容器の評価に対し、複数の申請、許可が必要となっている。 また一般の車両開発過程においては、試作の最終フェーズでは官能評価を含めた車両全体の評価のため実際に公道で確認している(臨時運行許可制度を活用)。F C V でも今後このような開発工程としたいが、刻印のない試作容器では公道を走行することができない。</p>
提案主体	F C C J (燃料電池実用化推進協議会)

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	法第 4 8 条第 5 項に基づいて、経済産業大臣が危険の恐れがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従って行うときは、高圧ガスを充填することができるとしています。なお、当該経済産業大臣の事務は、令第 1 8 条第 2 項第 3 号により、内容積 5 0 0 リットル以下の容器に関する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）については都道府県知事が、令第 1 9 条第 1 項第 2 号において、内容積 5 0 0 リットルを越える容器及び内容積 5 0 0 リットル以下の鉄道車両に固定する容器に関する事務については産業保安監督部長が行う事務とされています。
該当法令等	法第 4 8 条第 5 項、令第 1 8 条第 2 項第 3 号、第 1 9 条第 1 項第 2 号
対応の分類	検討を予定
対応の概要	都道府県の意見も踏まえつつ、検討を行います。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：41

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	容器寿命の延長
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 15 年を超える容器寿命に対応した FCV 容器の技術基準を整備していただきたい。 あわせて、日本政府が主導して国際基準である GTR-13 及び UN-R134 の改定に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 現行の高圧ガス保安法では FCV 容器の容器寿命（充填可能期限）は 15 年に決められている。また FCV に関する国際基準である GTR-13 及び UN-R134 においても、容器寿命は 15 年までとされている。このため、車両登録から 15 年を経た FCV を乗り続けるためには、車両が健全な状況であったとしても新品の FCV 容器に交換しなければならず、ガソリン自動車に比べてユーザーに対して大きな負担を課すことになる。</p> <p>一方、欧州域内では FCV 容器の容器寿命を 20 年以内で容器製造業者が設定することが認められており、また、CNGV に関する国際基準である UN-R110 においても、同様に CNGV 容器の容器寿命を 20 年以内に設定することが認められている。</p> <p>このように世界的に見れば、15 年を超える容器寿命の取り扱いの実績が既にある。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省

制度の現状	<p>国際容器則第 1 条第 6 号において、国際容器則が適用される容器については、「容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して 15 年を経過した月」を充填可能年月とすることを定めています。</p> <p>また、一般則第 18 条第 2 号へ又は第 49 条第 1 項第 3 号においては、一般複合容器であって当該容器の刻印等において示された月の前月から、15 年を経過した月を超えて移動、貯蔵を行わないこととしています。</p>
該当法令等	国際容器則第 1 条第 6 号、一般則第 18 条第 2 号、第 49 条第 3 号
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、FCV 用の容器が 20 年まで延長可能としても安全上問題ない根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>安全性に関する十分な説明があった場合には、経済産業省としても、事業者と協力の上、GTR-13 及び UN-R134 の改正に向けて取り組んでいきます。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：42

受付日：平成 29 年 2 月 17 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日

提案事項	充填可能期間中の容器を搭載している F C 産業車両用電源ユニットのリユースの許容
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 適切な点検・管理（労働安全衛生法によって定められている特定自主検査）の下で使用・取り扱いされている充填可能期間中の容器を搭載している電源ユニットについては、新しい別の車両への載せ替えを可能とさせていただきたい。</p> <p>【提案理由】 フォークリフトをはじめとする F C 産業車両については、燃料装置用容器を含む全ての部品がワンパッケージ化された箱状の電源ユニットを搭載していることが特徴である。現状、車両と容器が 1：1 で紐付けが必要であるため、故障などによって車両側が使用不能となった場合には、たとえ、容器寿命（充填可能期間）途中であっても、新しい別の車両への電源ユニット載せ替えができず廃棄せざるを得ない。今後の普及を見据えれば、適切な点検・管理（労働安全衛生法によって定められている特定自主検査）の下で使用・取り扱いされている充填可能期間中の容器を搭載している電源ユニットについては、新しい別の車両への載せ替え、すなわちリユースを可能とすることが合理的である。</p>
提案主体	F C C J（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省

制度の現状	法第 49 条第 2 項において、「容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする」として規定され、国際容器則第 17 条に基づき容器再検査の基準を定める国際容器則細目告示第 19 条第 2 号イにおいて、「自動車に装置されている容器」にあつては、「容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に装置されている車台番号と同一であること。」としており、車両と容器が 1：1 で紐づけられていることが必要としています。
該当法令等	法第 49 条第 2 項、国際容器則第 17 条第 1 項第 3 号、国際容器細目告示第 19 条第 2 号イ
対応の分類	その他
対応の概要	<p>載せ替えの懸念の 1 つとしては、古い車両から取り外し、新しい車両に取り付けるまでの期間、適切に管理が行えるか（腐食が発生しないか等）についても懸念されます。</p> <p>ご要望の検討のためには、これらの観点から、載せ替えを行っても問題ない根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>これらの根拠（データ）により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：43

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	FCV 販売終了後の補給用タンクの供給
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>充填可能期限の定義として、製造し、検査に合格した以降の未使用期間における管理手法の取決め、及び管理状態での劣化に関する技術データの取得をしたうえで、充填可能期限は『車両搭載』からの期限としていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>容器保安規則が適用される容器にあつては、同規則第 8 条第 1 項第 10 号において、また、国内相互承認容器保安規則が適用される容器にあつては、UN-R134 の 5 項及び国際相互承認容器保安規則細目告示第 1 条第 7 号において、それぞれ、充填可能期限は『容器検査に合格した後』の期限（十五年）と規定されている。この規定に準ずると、補給用タンクの先行生産（造り置き）が困難となる。よつて、十五年以降も市場に残存する車両に対して補給用タンクを供給するために、十五年を超える長期間の生産体制維持が必要。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>容器則第 8 条第 1 項第 10 号ハにおいて、圧縮水素自動車燃料装置用容器については、容器検査に合格した日の前日から起算して 15 年を経過した日又は 15 年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた日を、同号ニにおいて、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、容器検査に合格した月の前月から起算して 15 年を経過した月を充填可能期限年月（日）として刻印することを定めています。</p> <p>また、国際容器則第 1 条第 6 号において、国際容器則が適用される容器については、「容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して 15 年を経過した月」を充填可能年月とすることを定めています。</p>
該当法令等	容器則第 8 条第 1 項第 10 号ハ及びニ、国際容器則第 1 条第 6 号
対応の分類	その他
対応の概要	<p>充填可能期限の起算日を製造した日ではなく、車両搭載の日とするためには、車両に搭載するまでの期間は容器の劣化がないことを示す必要があります。</p> <p>なお、FRP 容器に使用する繊維は、過去の知見により、荷重を加えた後一定期間が経過すると強度が著しく減少する場合がありますことが示されています。また、FRP 容器は製造時圧力を加えて行うため、容器製造と共に劣化が開始されます。</p> <p>ご要望の検討のためには、車両搭載の日を起算日としても安全上問題ない根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>これらの根拠（データ）により、安全性に関する十分な説明があつた場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：44

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	充填口付近のラベルの寸法の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>国内においても海外同様にメーカーが車載容器総括証票の様式を決められるようにしていただきたい。また、容器再検査合格証票についても必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>高圧ガス保安法では、FCVの水素充填口のふた（リッド）に車載容器総括証票として縦 30mm×横 45mm 以上、容器再検査合格証票として縦 20mm×横 45mm 以上のラベルを貼ることが義務付けられている。車載容器総括証票について、UNR134 では 7.1.1.2. で「レセプタクルに近接してラベルを添付」とあり、必要な情報が記載されれば、様式はメーカーに任せられており、海外認定容器との不一致が生じている。国際的にはラベルの様式に関する規定はないため、国内においても同様にメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。</p> <p>容器再検査は日本独自の仕組みであるため、容器再検査合格証票についても必要な情報が記載されればメーカーが様式を決められるようにしていただきたい。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省

制度の現状	<p>容器の所有者は、法第 46 条第 1 項各号に掲げるときは、容器則第 10 条第 1 項各号又は国際容器則第 7 条第 1 項各号に従い、容器に表示をしなければならないとしています。当該表示の方式は、容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号ホに定める様式又は国際容器則細目告示第 11 条第 3 号に定める様式に従い表示をしなければならないとしています。なお、当該様式については、いずれも証票の大きさは縦 30 ミリメートル、横 45 ミリメートル以上とすることを定めています。</p> <p>また、法第 49 条第 1 項に定める容器再検査に合格した容器については、同条第 4 項により標章を掲示しなければならないとしています。当該標章は、容器則細目告示第 32 条又は国際容器則細目告示第 25 条に定める様式に従い行わなければならないとしています（容器則第 37 条 2 項、国際容器則第 27 条第 2 項）。なお、当該様式においても、いずれも証票の大きさは縦 20 ミリメートル、横 45 ミリメートル以上とすることが定められています。</p>
該当法令等	法第 46 条第 1 項、第 49 条第 1 項及び第 4 項、容器則第 10 条第 1 項及び第 37 条第 2 項、国際容器則第 7 条第 1 項及び第 27 条第 2 項、容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号ホ及び第 32 条並びに国際容器則細目告示第 11 条第 3 号及び第 25 条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>国連規則を踏まえて検討を行います。</p> <p>ただし、充填口のラベルについては、小さすぎると読めない可能性があります。安全上の観点からは一定の制限はあっても問題ないと考えます。本件要望について検討を行うためには、最小の場合、どの程度のラベルを検討しているのかをお示しください。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：45

受付日：平成 29 年 2 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 製造方法、製造場所、事業者に関わらず同じ設計で製造される場合については同じ型式承認番号（UNR 134 の approval number）が発行できる仕組みとしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 「UNR134」において定める水素貯蔵システムの認可番号の発行の定義に対し、「国際相互承認に係る容器保安規則」の型式承認番号の発行の仕組みが異なるため、同じ容器であっても生産工場が異なる場合、別の番号が発行される恐れがある（様式の不一致については別途提案）。「国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示」の第 1 条第 7 号の型式の定義によると、（イ）「…同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたもの…」と規定されている。一方、UNR 134 では生産設備の場所の単一、複数、また製造方法の過程は求めておらず、国際容器則と UNR 134 で番号付与となる考え方が不一致になっている。 車両生産では同じ設計であればどの工場で生産しても同じ型番が適用できる（どの工場かはシリアル番号で管理）。また委託生産の場合、他社であっても同じ型番が適用できる。そのため水素貯蔵システムのみが同じ型にも関わらず、複数の番号が生じるのは不都合となっている。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

所管省庁：経済産業省

制度の現状	法第 49 条の 21 第 1 項に基づいて、「登録容器等製造業者は、製造しようとする容器」の型式について承認を受けることができます。容器の型式については、国際容器則細目告示第 1 条第 7 号イにおいて、「同一の種類の材料を用い、同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたものであること」と規定しています。
該当法令等	法第 49 条の 21 第 1 項、国際容器則細目告示第 1 条第 7 号イ
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>他の工場でも同じ容器の型式番号を使用すると、不良品が発生した場合、トレースが困難になる等の懸念があります。</p> <p>ご要望について検討を行うためには、不良品が生じた場合の対応方法など、その安全性について問題が無いという根拠を示して頂く必要があります。</p> <p>これらの根拠（データ）により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：46

受付日：平成 29 年 2 月 17 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 2 月 23 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 31 日

提案事項	充填可能期限が経過した複合容器を搭載したFCVの廃車のための移動の可能化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 充填可能期限を経過した複合容器を搭載したFCVにおいても、再資源化処理のための移動及び移動後の一時貯蔵を金属容器と同様に認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法では、複合容器に対しては、充填可能期限（現在は製造から15年）を経過した後は、充填はもちろん、貯蔵、移動が禁止される。これは複合容器に限定した規定であって、金属容器に対しては、充填可能期限を経過した後は、充填は禁止されるが、貯蔵、移動については禁止になっていない。 そのため、将来、充填可能期限経過後に複合容器を搭載したFCVの再資源化処理をしようとした場合、その時点で、違法な貯蔵になるばかりか、レッカー移動させることもできず、その場で容器のくず化を行わなければならない、実質的に再資源化処理が困難となる事例が多発し、設備等の整わない環境での作業による事故発生や不法投棄に繋がる恐れが考えられる。</p>
提案主体	FCCJ（燃料電池実用化推進協議会）

	所管省庁：経済産業省
制度の現状	<p>貯蔵について規定する一般則第18条第2号へ及び第3号において、一般複合容器等については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したもの等を高圧ガスの貯蔵に使用しないことを定めています。</p> <p>また移動について規定する第49条第1項第3号において、一般複合容器等については、当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したもの等を高圧ガスの移動に使用しないことを定めています。</p>
該当法令等	一般則第18条第2号へ及び第3号、第49条第1項第3号
対応の分類	その他
対応の概要	<p>高圧ガス容器において破裂等が発生した場合は公共の安全に影響がある可能性があるため、慎重な検討が必要です。</p> <p>複合容器については、荷重が加えられた後一定期間が経過すると容器の強度が著しく低下する場合があります、充填期間が経過した時は直ちにガスを容器外に廃棄するよう規定しています。</p> <p>なお、容器の中のガスが廃棄されていれば、当該容器をおいておくことや、移動することは可能です。</p> <p>ご要望の検討を行うためには、充填期間を超えても十分安全であることの根拠（データ）を示していただく必要があります。</p> <p>これらの根拠（データ）により、安全性に関する十分な説明があった場合には検討を開始することが可能です。</p>

区分（案）

